

久 御 山 町 地域防災計画

震災対策編

久御山町防災会議

久御山町地域防災計画 震災対策編

《 目 次 》

第1章 総則	1
第1節 計画の目的と方針	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 久御山町の地勢の概況と地震被害	8
第4節 被害想定	10
第2章 災害予防計画	11
第1節 都市防災化計画	11
第2節 危険物施設等災害予防計画	16
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画	17
第4節 通信施設の整備計画	18
第5節 医療計画	19
第6節 火災予防計画	20
第7節 避難計画	22
第8節 飲料水、食料等の確保計画	25
第9節 要配慮者計画	28
第10節 防災訓練計画	31
第11節 防災知識の普及計画	33
第12節 自主防災組織の育成に関する計画	36
第13節 ボランティアの育成・整備計画	38
第14節 行政機能維持対策計画	39
第15節 広域応援体制の整備計画	40
第3章 災害応急対策計画	41
第1節 組織計画	41
第2節 動員・配備計画	49
第3節 応援要請計画	53
第4節 労働力確保計画	56
第5節 災害情報・伝達計画	59
第6節 通信運用計画	63
第7節 災害広報計画	66
第8節 被災者救出計画	68
第9節 医療・救護計画	69
第10節 消防活動計画	71
第11節 災害救助法の適用計画	74
第12節 輸送計画	77
第13節 応急避難計画	79
第14節 避難場所開設・運営計画	82
第15節 食料供給計画	86

第 16 節	給水計画	90
第 17 節	防疫・保健衛生計画	92
第 18 節	行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬計画	93
第 19 節	災害警備計画	95
第 20 節	公共施設等の応急対策計画	96
第 21 節	地震被災建築物応急危険度判定計画	97
第 22 節	被災宅地危険度判定計画	98
第 23 節	危険物施設等応急対策計画	99
第 24 節	住宅応急対策計画	100
第 25 節	障害物除去計画	102
第 26 節	清掃計画	104
第 27 節	文教対策計画	106
第 28 節	ボランティアの受け入れ計画	109
第 4 章	災害復旧計画	111
第 1 節	住民生活安定のための緊急措置に関する計画	111
第 2 節	被災者生活再建支援制度の適用計画	116
第 3 節	公共施設等の復旧計画	118
第 4 節	復旧に係る資金計画	120
第 5 節	より活力と魅力を持ったまちの再建	122
	南海トラフ地震防災対策推進計画	123
第 1 章	総 則	123
第 1 節	計画の方針	123
第 2 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	124
第 2 章	地域における防災力の向上	125
第 1 節	町のとるべき措置	125
第 2 節	住民等のとるべき措置にかかる対策	126
第 3 章	地震防災上必要な教育及び広報	127
第 1 節	教育・指導	127
第 2 節	広報	129
第 4 章	防災訓練	130
第 5 章	災害に強い安全なまちづくりの推進	131
第 6 章	災害応急対策計画	132
第 1 節	広域防災体制の確立	132
第 2 節	防災体制に関する事項	132
第 3 節	南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応	133

第1章 総則

第1節 計画の目的と方針

第1 計画の目的

この計画は、大規模な地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、久御山町防災会議が作成する計画であって、久御山町並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関の総力を結集して地震に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等を総合的かつ計画的に実施することにより住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限とし、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的とする。（資料編1～2頁「久御山町防災会議条例」・3頁「久御山町防災会議規程」・4頁「久御山町防災会議委員名簿」・5頁「久御山町防災会議幹事名簿」参照）

第2 計画の方針

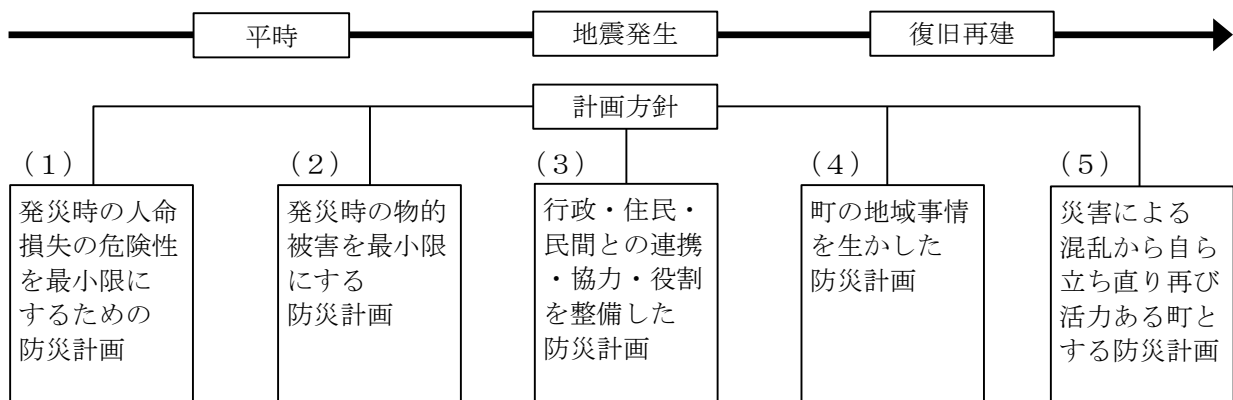
この計画は、災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という町民自身の心構えと行動が防災の基本となるということを広く啓発するとともに、住民自身及び自主防災組織等住民相互間の自主的な防災対策の支援に努めることを基本的な理念として推進するものである。

そのため、具体的には阪神・淡路大震災の教訓を踏まえたものとし、町内の居住地域の全てが震度7ないし6強の揺れを受けることを前提する。

（資料編102頁～105頁「気象庁震度階級関連解説表」参照）

この前提から次の方針に基づいて本計画を策定する。

- (1) 発災時の人命損失の危険性を最小限にするための防災計画
- (2) 発災時の物的被害を最小限にするための防災計画
- (3) 行政・住民・民間との連携・協力・役割を整備した防災計画
- (4) 町の地域事情を生かした防災計画
- (5) 災害による混乱から自ら立ち直り再び活力ある町とする防災計画



第3 計画の構成・内容

この計画の構成・内容は、次のとおりとする。

1 第1章 総則

本計画が災害対策基本法第42条の規定に基づく地域防災計画の一環として位置づけられる震災対策計画であることを明らかにし、主に以下のことについて地域に即した計画を定める。

- (1) 計画の方針等
- (2) 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- (3) 町の概況等
- (4) 被害想定

2 第2章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、被害を最小限に軽減するための措置についての基本的な計画

3 第3章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防御し、又は災害の拡大を防止するための措置並びに被災者に対する応急的救助の措置についての基本的な計画

4 第4章 災害復旧計画

災害復旧・再建の実施にあたっての基本的な方針

5 資料編

本計画に関する様式、協定書及び条例等を取りまとめたもの

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。また、被害想定について、科学的及び学術的に調査が行われ、その結果が基本的に現状とそぐわないときは、それに沿って修正するものとする。

第5 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動を行うにあたっての必要な細部計画については、久御山町各部課等並びに各防災関係機関等においてあらかじめ定めておくものとする。

第6 計画の習熟

久御山町及び防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画等の習熟に努めなければならない。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 計画の内容

久御山町、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関及び防災関係団体等が防災に関し処理すべき事項又は業務は、おおむね次のとおりである。

第2 久御山町が処理すべき事項又は業務

- 1 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- 2 地震対策計画の作成
- 3 地震防災に関する組織の整備
- 4 地震防災のための施設の整備
- 5 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- 6 地震情報の収集と伝達
- 7 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報
- 8 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- 9 自主防災組織の育成指導及び防災活動の環境の整備その他町民の防災活動の促進
- 10 避難指示
- 11 災害の防除と拡大の防止
- 12 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- 13 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- 14 消防、水防、その他の応急措置
- 15 被災企業等に対する融資等の対策
- 16 被災町施設の応急対策
- 17 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- 18 災害時における文教対策
- 19 災害対策要員の動員
- 20 災害時における交通、輸送の確保
- 21 被災施設の復旧
- 22 防災関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- 23 ボランティアの受け入れ及び活動の支援
- 24 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- 25 避難所における良好な生活環境の確保
- 26 被災者の援護を図るための措置
- 27 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3 京都府山城広域振興局が処理すべき事項又は業務

- 1 京都府山城広域災害対策支部に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備と訓練

- 3 災害に関する予警報の連絡
- 4 町災害対策本部、自衛隊その他の関係機関との連絡調整
- 5 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報
- 6 被災企業等に対する融資等の対策
- 7 被災者の救助活動

第4 京都府山城北土木事務所が処理すべき事項又は業務

- 1 河川、道路、橋梁等の被害状況調査報告及び応急対策
- 2 水防資材の整備点検及び調査輸送
- 3 災害による水防活動の指導
- 4 公共土木施設の災害復旧

第5 京都府山城北保健所が処理すべき事項又は業務

- 1 災害用医薬品等の整備補給
- 2 医療機関の被害状況調査及び応急対策
- 3 医療救護、防疫

第6 京都府山城教育局が処理すべき事項又は業務

- 1 教育関係被害状況の収集整理及び応急対策
- 2 被災地における児童生徒の教育
- 3 教科書の調達及び配分
- 4 災害時における文教対策

第7 京都府警察本部（宇治警察署）が処理すべき事項又は業務

- 1 被害及び治安状況の把握
- 2 被災地における犯罪の予防、交通の整理及び規制
- 3 危険物の応急対策

第8 自衛隊が処理すべき事項又は業務

- 1 災害の予防及び災害応急対策の支援
- 2 人命の救助活動及び道路応急啓開
- 3 水防及び消防活動
- 4 救援物資等の輸送活動
- 5 応急医療、防疫、炊飯、給水及び通信の支援

第9 指定地方行政機関が処理すべき事項又は業務

- | | |
|----------|--|
| ・近畿管区警察局 | (1) 管区内警察の指導調整に関すること
(2) 他管区警察局との連携に関すること
(3) 関係機関との協力に関すること
(4) 情報の収集及び連絡に関すること
(5) 警察通信の運用に関すること |
|----------|--|

・近畿財務局	(1) 公共土木等被災施設の査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示
・近畿厚生局	(1) 救護等に係る情報の収集及び提供に関すること
・近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 淀川河川事務所 水資源機構 木津川ダム総合管理所	(1) 公共土木施設の整備及び防災管理に関すること (2) 被災公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること (3) 淀川、木津川の水防予警報等の発表伝達及び水害応急対策、災害復旧に関すること (4) 淀川・木津川の水位状況に関すること
・近畿総合通信局	(1) 電波の統制監理並びに有線電気通信の監理 (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導 (3) 災害時における非常無線通信の確保並びに運用監督 (4) 非常無線通信訓練の計画及び実施についての指導 (5) 非常無線協議会の育成、指導
・京都地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象、(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) 及び水象の予報並びに警報等に防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 久御山町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防止知識の普及啓発
・近畿農政局	(1) 災害時における主要食料の応急配給

第10 指定公共機関及び防災関係団体等が処理すべき事項又は業務

・城南衛生管理組合	(1) 防災のための施設整備と管理 (2) 災害の防除と拡大の防止 (3) 被災処理施設の応急対策と復旧 (4) 廃棄物の適正処理
・久御山町社会福祉協議会	(1) 災害時における要配慮者に対する相談及び援助 (2) 災害救助等のボランティアの受け入れ事務及びボランティア活動の調整・支援
・土地改良区 巨椋池土地改良区 佐山土地改良区 城西土地改良区	(1) 水門、水路等の施設の整備及び防災管理 (2) 農地及び農業用施設の被害の調査と災害復旧
・巨椋池排水機場管理協議会	(1) 巨椋池排水機場の施設及び水路等の運用、整備並びに維持管理
・日本赤十字社京都府支部	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 (2) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整

	(3) 災害時における被災者の救護保護 (4) 義援金品の募集配分
・一般社団法人宇治久世医師会 ・宇治久世歯科医師会 ・一般社団法人京都府薬剤師会 城南支部医療機関	(1) 災害時における医療救護 (2) 医療施設の整備 (3) 災害時における医薬品等の整備
・日本放送協会京都放送局 ・株式会社京都放送 ・エフエム宇治放送株式会社	(1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
・西日本電信電話株式会社 京都支店 ・KDDI 株式会社 ・株式会社 NTT ドコモ関西支社 ・ソフトバンク株式会社 ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1) 電気通信設備の整備 (2) 災害時における緊急通信の取り扱い (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧
・関西電力送配電株式会社	(1) 電力施設等の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給 (3) 被災施設の応急対策及び復旧
・大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部	(1) ガス施設等の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給と被災施設の応急対策 (3) ガス施設の復旧
・西日本高速道路株式会社関西 支社 茨木管理事務所	(1) 高速道路の整備 (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧等
・京阪電気鉄道株式会社 ・近畿日本鉄道株式会社 ・京阪バス株式会社 ・京都京阪バス株式会社	(1) 災害時における緊急輸送
・自動車輸送機関	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力
・公益社団法人京都府看護協会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 避難所における避難者の健康対策
・京都やましろ農業協同組合 久御山町支店	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又はあつ旋 (3) 生産資材等の確保又はあつ旋
・金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置
・プロパンガス取扱機関 ・石油等取扱機関	(1) プロパンガスの防災管理 (2) 災害時におけるプロパンガスの供給 (3) 石油、ガソリン等油脂類の防災管理 (4) 災害時における石油、ガソリン等油脂類の供給
・久御山町商工会 ・久御山町建設業協会	(1) 災害時における緊急食料供給体制の確立及び供給可能数量の把握

・久御山町上下水道業者組合 ・日本水道協会京都府支部	(2) 応急用仮設住宅等への建設協力 (3) 仮設トイレの供給協力 (4) 住宅等建築物の復旧・再建の協力 (5) 道路等の復旧・障害物等除去の協力 (6) 災害時における上下水道の復旧・再建の協力 (7) その他災害復旧・再建の協力
---	--

第3節 久御山町の地勢の概況と地震被害

第1 地理と概況

久御山町は、京都府の南部（東経135度44分6秒、北緯34度52分4秒）京都市中心部から南へ約15kmに位置し、北は京都市伏見区、東は宇治市、南は城陽市、南西は八幡市に隣接している。

圏域的には、京都都市圏に含まれるが、大阪都市圏にも近く、奈良方面や滋賀方面も含めた要の位置にある。人口は、約1万6千人、町の面積は、13.86km²で東西は約3.5km、南北は約4.3kmである。

第2 地形と地質

町の中央部を南北に通過する国道1号の東側は整然とした工業地で、西側は農業基盤が整備されたほ場となっている。また、町の東部では宅地開発が進み、市街地が形成され、北部には巨椋池干拓田が広がっている。

町域の大部分は、宇治川と木津川に挟まれ、南から北に緩やかに傾斜する平坦な地形である。

町の南東部から北部に向かって古川が流れ、宇治川に注いでいる。

地質は、沖積層で、表面は宇治川と木津川の氾濫によってもたらされた砂・泥による堆積物でできている。

第3 地震災害の記録

過去の京都周辺地域におけるマグニチュード7以上の地震は、4回記録されており、直近では、1854年の南山城地域のマグニチュード7.2の地震が発生している。

京都府での阪神・淡路大震災による被害状況は、死者1名をはじめ、負傷者が49名、住家被害では全壊及び半壊が9棟、一部破損が2,678棟となった。久御山町の被害状況は、負傷者1名、公共建築物の被害3件、文教施設の被害1件であった。

京都府での阪神・淡路大震災の被害状況

市町村名	人的被害（人）		住家被害（件）			非住宅被害		その他（件）		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	公共建築物	その他	文教施設	病院	社寺仏閣
京都市	0	30	1	3	1,429	138	2	230	0	81
福知山市	0	0	0	0	0	4	0	3	0	0
舞鶴市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
綾部市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
宇治市	0	0	0	0	253	0	3	18	0	0
宮津市	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
亀岡市	0	4	1	2	298	22	34	17	0	0
城陽市	0	2	0	0	19	4	4	5	0	0
向日市	0	2	0	0	90	4	0	12	0	5
長岡京市	0	4	0	0	101	1	0	15	0	11
八幡市	0	0	0	0	67	6	1	16	0	0
京田辺市	0	0	0	0	12	0	0	1	1	7
大山崎町	1	3	0	0	322	8	0	4	0	5
久御山町	0	1	0	0	0	3	0	1	0	0
井手町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇治田原町	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0
木津町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
山城町	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0
笠置町	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
和束町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
精華町	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
美山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
園部町	0	0	0	0	21	1	0	3	0	1
八木町	0	0	0	0	9	0	0	2	0	0
丹波町	0	0	0	0	53	7	0	1	0	0
日吉町	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大江町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
峰山町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
大宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
網野町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
丹後町	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
弥栄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	49	3	6	2,678	201	45	345	1	110

第4節 被害想定

第1 基本的な考え方

被害想定は、震災対策を推進する上で最も基本となるものであり、被害想定を行うことによって、予防、応急、復旧等の個別計画策定の前提条件が明らかになり、このことが計画の内容を大きく左右することになる。

被害想定を作成するためには、地盤調査、耐震耐火建造物の調査などの各種にわたる専門知識が要求され、被害の種類も家屋の倒壊をはじめとして、火災の発生、延焼、地盤災害や水道、電気、ガス等のライフライン施設に対する被害など広い範囲にわたる。今後、防災会議等の中で長期的に調査を進めていくこととし、本計画の被害想定については、京都府地域防災計画・震災対策計画編の被害想定を参考にする。

第2 地震による予測被害

京都府地域防災計画・震災対策計画編では、最大予測震度5強以上の断層帯（東南海・南海地震を含む。）など23の断層が確認されている。その中で、本町で予測される被害の大きなものについては、次のとおりである。

断 層 名	想定震度	想定全壊数	想定半壊数	想定死亡者数	想定負傷者数	想定避難者数
生駒断層	6 強	1,530 戸	2,130 戸	90 人	660 人	7,040 人
花折断層	6 強	730 戸	1,590 戸	36 人	372 人	1,444 人
木津川断層帯	6 強	440 戸	1,290 戸	20 人	260 人	3,240 人
宇治川断層	6 強	360 戸	1,100 戸	10 人	210 人	2,450 人
黄檗断層	6 弱	130 戸	660 戸	0 人	100 人	1,410 人
東南海・南海地震	6 弱	70 戸	460 戸	0 人	60 人	970 人

（注）数値については、京都府地震被害想定調査結果（平成20年5月26日公表）から引用

断 層 名	最大 予測 震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期避 難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部 半壊 (棟)	焼失 建物 (棟)
			重傷者数 (人)						
南海トラフ地震	6 強	10	230	30	70		320		200

（注）数値については、内閣府のデータを基にした京都府被害想定（平成26年）から引用

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災化計画

第1 計画の方針

地震や風水害・火災などあらゆる災害に強い、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現することは、地方公共団体の重要な責務のひとつである。

都市災害は、直接起因する要因により発生する災害と2次的、3次的に起こりうる災害等複雑な構造を呈していることは、阪神・淡路大震災でも明らかになったことから、

- (1) 災害に対して十分な抵抗力があり簡単に被災しない町
- (2) 災害が発生しても被害を最小限に食い止められる町
- (3) 災害が発生しても、これに臨機応変に対処できるとともに、都市機能の麻痺をまねかない町

の3点を柱に各種の施策を総合的に推進するものとする。

第2 防災空間の整備、拡大

- (1) 避難場所及び延焼遮断帯、もしくは防災機能をもつ公園・広場、緑地等のオープンスペースの整備・確保に努める。
- (2) 公園については、災害時における避難地又は防災帯としての機能を持たせるよう、市街地中心部及びその周辺に立地する都市公園等重要性の高いものから整備することを検討していく。
- (3) 市街地及びその周辺の農地・緑地については、そのものが持つ防災機能を重視しその保全に努める。
また、これらの開発にあたっては乱開発を抑制し、道路・公園の都市施設を確保するよう指導を徹底し都市の防災機能の保持に努める。
- (4) 地震による河川、水路の決壊等に対する災害を防止するため、河川改修整備を図るなど総合的な治水対策を進め、浸水被害の解消を図っていく。
- (5) 工業地域に発生した災害が周辺の住居に影響を及ぼすのを抑えるため、事業所等の緑化を促進していく。

第3 市街地の再開発

まちづくりの基本の一つは、「災害に強いー安心して生活できる町」を創造することで、耐災性、緩衝性、応急対応性、自衛性という機能を持ち合わせたまちづくりを推進していく必要がある。

市街地の再開発にあたっては、防災機能を十分に取り入れて、道路・公園・消防水利、避難所等の都市防災基盤整備を検討していく。特に避難施設周辺の建築物については、防災的な見地から建築指導を徹底し不燃化に努める。

都市施設については、防災機能の向上に努め、安全で快適な魅力ある市街地の実現をめざしていく。具体的には、

- (1) 災害応急復旧のための緊急輸送道路の整備を図る。

- (2) 防災機能を有する公園・避難場所の確保に努める。
- (3) 耐震・耐火建築物の普及・指導を図る。

第4 道路・橋梁の整備

1 主要道路・橋梁の整備

- (1) 主要道路・橋梁は、緊急輸送路又は防災帯としての重要な機能を有しており、いわば生命ラインと言えるもので、幅員の拡幅、構造の改善等優先的に防災機能を備えた必要な改良を図る。また、沿道の植樹や緑地化に努めるとともに、幹線道路から生活道路や区画道路に至る機能的な道路ネットワークの計画を検討していく。
- (2) 高架構造である第二京阪道路や京都第二外環状道路については、十分な耐震対策を関係各機関に要請していくとともに、大災害時に緊急幹線道路として活用を図っていく。
- (3) 主要道路上の橋梁は、大災害時に備えて耐震性能に配慮し、必要な場合は、架替・補修等の整備を図る。併せて防火樹などを植樹し延焼遮断効果を高めるよう検討していく。

2 生活道路・橋梁の整備

- (1) 生活道路は、災害発生時においては緊急道路としての機能をあわせもつもので、防災効果の高い広幅員の道路を重点に、新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施していく。
- (2) 避難しやすく、安全性を確保した構造の道路として整備するとともに、狭あい道路の解消に努める。
- (3) 生活道路上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修等の整備を図る。

第5 建築物等の耐震・不燃化

1 公共建築物の耐震強化

震災時において、消火、避難誘導、情報伝達等の防災活動の拠点となる公共建築物については、円滑な応急対策活動を確保するため耐震性の向上に努める。

特に防災上重要な庁舎、消防本部庁舎、避難場所となる施設などについては、必要に応じ耐震性の強化等を検討していく。

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

ア 防災上重要な建築物の指定

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。町は、これらの活動を円滑に進めるために次の町有施設のうちから応急対策の有効性、地域特性等を考慮し、特に防災上重要と思われる建築物を指定する。各施設は、必要な耐震性の確保を図り破壊防止等に努めるものとする。

イ 防災上重要な建築物の耐震性強化

指定された防災上重要な建築物は将来想定される地震に対して安全でなければならない。

したがって、耐震性の確保、強化を図るため国土交通省の技術基準をふまえ耐震性強化に努める。

(2) 町有建築物の耐震性確保

既設の町有建築物については、耐震性の確保、強化を図るものとする。

2 一般建築物等の耐震化促進

建築物の耐震性を確保するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定制度の活用を推進に努めるとともに、「久御山町建築物耐震改修促進計画」の方針等と整合性を確保しつつ、住民に対して建築物の耐震化促進の周知に努める。

また、これら一般建築物の耐震性について広く住民の認識を深めるため耐震工法、耐震補強等の重要性の周知を図るものとする。

(1) 個人住宅の耐震診断・改修の推進

木造の個人住宅を対象とした耐震診断事業及び耐震改修事業の実施や簡易な耐震診断のパンフレットを配布するなど、個人住宅の耐震診断・改修の推進を図る。

(2) ブロック塀、自動販売機等の点検・補強指導の強化

ブロック塀、石塀の倒壊は、人的被害とともに道路閉塞の原因となり救助、復旧活動に大きな影響がある。

これらの施工管理の徹底や実態を把握して、危険性のあるものについては補強措置を促す。

また、自動販売機の固定措置などの地震防災対策について、業界等に働きかけをしていく。

(3) 窓ガラス、看板等の落下防止の推進

外装材（瓦、外壁、窓、看板等）の落下防止対策について、住民に周知し指導を図る。

特に、通行量が多い市街地の道路に面した建築物の窓ガラスやタイルの落下による人的被害防止措置について指導を徹底していく。

(4) 家具等の転倒防止対策の推進

家庭向けにタンス、食器棚、ピアノ、冷蔵庫等の、事業所等には、スチール家具等の転倒事故防止のための指針づくりを進め助成及び指導を図る。

(5) 指導用資料の作成、配布

地震に対する被害防止の知識を広めるため、建物の補強方法等のパンフレットを配布するなど、その周知普及を図るものとする。

3 建築物の不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

都市防災性能の強化を図るため、個々の建築物の不燃化を図る。また、都市計画法の地域地区の見直しの際には、防火地域・準防火地域の指定を適切に行うことにより、市街地における火災の危険を防除し、火災に強いまちづくりに努める。

(2) 特殊建築物の指導強化

特殊建築物は、建築基準法、消防法等の耐火、防火についての各種規定が定められており、地震火災の拡大防止のため、消防法に基づく審査・指導を強化するとともに、建築基準法に基づく府の指導に協力する。

(3) 地盤の状況が悪いと考えられる区域

活断層等の周辺等地盤の状況が悪いと考えられる区域の建築物について、重点的に耐震性能の向上を図る。

4 地震被災建築物応急危険度判定体制の整備

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備（連絡体制の整備、判定資機材等の備蓄、各種マニュアルの整備等）を図るとともに、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会が実施する各種訓練・説明会等への参加・協力、及び京都府が実施する応急危険度判定士の養成に対して協力する。

5 被災宅地危険度判定制度の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成に協力するとともに、府及び被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

第6 ライフライン施設の耐震化

（1）水道施設

埋設管や水道施設の耐震性の向上を推進するとともに、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水機材の重要度に応じた点検・調査を行った上で整備を図る。

また、円滑な応急給水及び応急復旧活動を行うため、京都府水道災害対策活動マニュアル（令和3年3月）を活用する。さらに、重要給水施設配水管の耐震化や水道事業ビジョンによるアセットマネジメントの導入など計画的に実施していく。

（2）下水道施設

既設のコンクリート管の老朽化など管路施設について、耐震性の強化を図るとともに、災害時に予想される電力の供給停止、水害等の二次災害に対処するための措置を講じる。

また、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される地震災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。

可とう性継手の採用による耐震化や長寿命化計画策定・老朽管調査の検討を行う。

（3）電力施設

地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保に協力していくとともに、復旧時の二次災害防止の啓発に努める。

（4）ガス施設

ガス埋設管の破損は、二次災害に直接つながることから、一層の耐震化と緊急遮断装置の設置などを施設管理者に要請していく。

（5）通信施設

震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達とパニックの発生を防止するうえで、通信機能の果たす役割は非常に大きい。通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合でも、応急の通信ができるようバックアップ体制を重点に整備を図る。

第7 文化財保護対策

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、地震災害から守るための各種の施策を講じる。

（1）文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

（2）災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。

- (3) 文化財防火デー等の行事に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。
- (4) 文化財の防火に関係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

第8 液状化対策

埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及など住民への適切な情報提供等を図るものとする。

第2節 危険物施設等災害予防計画

第1 計画の方針

危険物施設、高圧ガス施設、毒・劇物保管施設等の危険物施設が地震により損傷を受けると、周辺に多大の被害を発生させる可能性があり、その施設、設備等の耐震化の法令上の基準への適合について、指導の徹底及び自衛消防組織による訓練等の充実強化などを図る。

第2 施設の安全化指導及び保安教育

立入検査のみならずあらゆる機会を通じて、危険物の流出防止の観点からの法令上の技術基準への適合、自主的な点検等について指導を行うとともに、施設の所有者、管理者又は占有者及び防火管理者等の関係者に対し、保安管理の向上を図るための講習会、研修会等を実施することとする。

- (1) 管理体制の整備
- (2) 危険物の保管場所及び保管方法
- (3) 緊急時の措置
- (4) 初期消火体制の整備

第3 自衛消防組織の充実及び訓練の実施

施設及び災害の特殊性に鑑み、自衛消防組織の質的な充実と災害時に備えた訓練の実施を図る。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

第1 計画の方針

この計画は、地震による災害から久御山町民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号。以下「法」という。）第2条に基づく地震防災緊急事業五箇年計画により、公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を推進するものである。

第2 計画の内容

久御山町分の地震防災緊急事業五箇年計画該当事業は、次のとおりとする。

1 文部科学省所管

（1）学校施設環境改善交付金等〔法第3条第1項第9号該当事業〕

校舎等について、耐震診断を実施し、耐震補強工事と併せて老朽化に対応した改修工事を実施し、施設全体の整備推進を図っていく。

2 消防庁所管

（1）特別の地方債（消防防災設備）〔法第3条第1項第15号該当事業〕

震災時には、情報伝達施設等に各種の被害が予想される。的確に被害状況を把握し、迅速に応急対策を図るため、多重化された効率的な情報伝達の経路やシステムを構築する必要がある。その伝達手段として、災害時にも使用可能な通信システムの整備を図っていく。

（2）消防用施設整備事業〔法第3条第1項第3号該当事業〕

消防用施設（災害に対する体制の充実を図っていく。）

第4節 通信施設の整備計画

第1 計画の方針

災害時には、地震情報、被害情報、避難情報など各種の情報量が飛躍的に増大する。このため、情報伝達に必要な通信施設等の整備拡充を図るとともに、情報の混乱を防ぎ的確に処理するための防災情報処理システムの整備に努めるものとする。

第2 通信施設の整備

1 消防・救急無線施設

災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図る。また、機器配線等の点検整備を定期的に行うものとする。

2 防災行政無線施設

災害時における情報の収集、連絡活動を効果的に推進するため、有線はもとより無線による通信手段の充実を図る必要がある。このため、総務省の免許方針に従った防災行政無線により非常時の通信手段の確保を図る。

(1) 防災行政無線の概要

防災行政無線は、町役場に設置する町統制局を中心として地域防災系の無線回線網で構成する。

(2) 無線従事者養成計画

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努めるとともに、災害対策本部設置時の即応体制の充実をはかるものとする。

3 総合防災情報システムの開発・整備

被害情報や対策情報など各種の情報を収集、整理し、併せて防災に関する種々のデータを処理し、防災関係情報を有機的に結合させる総合防災情報システムの開発・整備に努める。

第3 通信施設の災害予防

1 有線通信施設

災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図る。また、機器配線等の点検整備を定期的に行うものとする。

2 無線通信施設

震災時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図るとともに、送受信装置、空中線等の無線局設備について、定期的に点検整備を行うものとする。

3 バックアップ電源の確保

停電時に稼動する自家発電設備等は1期庁舎と2期庁舎に1機ずつ計2機設置しており、停電時における電力供給先は、誘導灯（非常口案内）、一部照明、一部電源コンセント、防火設備、電源制御基盤等である。

1期庁舎は、燃料タンク最大量で2～3時間の電力供給が可能で2期庁舎は、ガス供給がある限り継続され、予備電源も1期庁舎・2期庁舎ともに確保している。

第5節 医療計画

第1 計画の方針

災害時の医療救護需要は、極めて広範囲で同時多量に発生し、かつ即応体制を要求するものとなるため、応急医療体制の整備が極めて重要である。

町は、平常時から次の項目について整備しておく必要がある。

- (1) 初動医療体制の整備
- (2) 後方医療体制と搬送体制の強化
- (3) メンタルケアの整備

第2 初動医療体制の整備

1 初動医療救護

初期医療体制に関しては、応急救護所の設置及び救護班の編成、出動、活動内容について、救護対象者数を考慮しつつ計画を定めていくことが必要である。

このため、町は宇治久世医師会との協定に基づき、初動応急医療体制の整備に努める。

2 医薬品・資機材の整備

- (1) 救護対象者数を考慮した医薬品及び救護用資機材の備蓄を推進する。
- (2) 宇治久世医師会における救護資機材の備蓄を促進するとともに、医療機関に対して、緊急医薬品等の協力を要請していく。

第3 後方医療体制と搬送体制の強化

- (1) 京都府や医師会、警察署、消防本部と協力して、後方医療体制と重傷者等の搬送体制について必要な措置を協議しその整備を図る。
- (2) 災害時には、多数の重傷者が発生し町だけでは医療救護需要に対応できない場合が予想されるため、後方医療体制と搬送体制について、関係各機関に体制の整備を要請していく。

第4 メンタルケアの整備

震災に伴うメンタルケア対策として、避難場所にメンタルケアの相談室を設置できるよう努める。

第6節 火災予防計画

第1 計画の方針

地震発生時には、地震動による建物の倒壊等の一次災害だけでなく、同時多発的に火災が発生することが予測されることから、出火防止・初期消火・火災の拡大防止を基本とした火災の予防対策について定める。

第2 出火防止

地震発生直後の出火防止の対策として、平常時から実効ある計画を推進する。

1 住民の火気取扱いに係る意識の向上

- (1) 講習会、広報等を利用した住民に対する出火防止のための防災教育の実施
- (2) 地震直後の火の元の確認、ブレーカーの遮断、ガス元栓の閉鎖など、出火防止のための処理を行うことの必要性の意識づけを図る。

2 火気使用設備の安全化

- (1) 対震自動消火装置付ストーブの普及等火気使用設備・器具の耐震安全装置の普及と啓発を図る。
- (2) 都市ガス及びLPガス等の緊急時自動遮断装置の普及を図るとともに、ボンベの転倒防止策の実施促進を図る。

3 危険物施設等の安全化

地域内の危険物施設等の把握、危険物等の安全な取扱いと適正管理について、事業所関係者に対する教育及び指導、立入検査の実施などによる出火及び流出防止を図る。

4 化学薬品等の出火防止

化学薬品等を保管する事業所、病院、学校等に対し、保管の適正化、容器の落下防止・固定、緊急時の措置など指導と防災意識の啓発を図る。

第3 初期消火

道路の交通障害などで消防車等による消火活動が困難な事態が予想されるため、震災時の初期消火は非常に重要である。

- (1) 消火器及び消火器具の普及を図る。
- (2) 住民一人ひとりが初期消火を実施できるよう、あらゆる機会をとらえ機器の使用の習熟を含め消火訓練や意識啓発を行う。
- (3) 防火対象物に設置されている消防用設備等については、耐震性の強化など地震時の機能確保を指導する。

第4 火災の拡大防止

出火防止及び初期消火に最善をつくしても、地震発生時には火災が拡大するおそれがあり、消防資機材及び消防水利等、消防体制の整備を進めることが必要である。

1 消防体制の充実強化

同時多発、交通障害、水利の破損等困難な状況又は変化に応じた消防体制の整備・増強を図る。

2 消防水利の整備

消火栓は、水道施設の破壊等による断水又は大幅な機能低下が予想され、また、防火水槽についても本体の損傷や通行障害によって使用不能となり、消火活動の障害となる可能性がある。

したがって、全町的に耐震性防火水槽の設置等、消防水利の整備増強を図る。

3 消防団体制の強化

消防団は、震災時には消防隊と連携して警戒活動、消火活動を行うとともに、平常時は、地域住民に接し出火防止、初期消火等の指導を行うなど重要な役割を担っている。

したがって、消防団員の教育訓練の充実、資機材の整備、女性の消防団への加入促進等により組織の強化を図る。

第7節 避難計画

第1 計画の方針

地震発生時、町内各所で火災等の被害が拡大し、避難せざるを得ない場合が想定される。

そこで、住民の生命の安全を確保するため、必要な避難場所を指定するとともに、町及び防災関係各機関が相互に緊密な協力のもとに住民を安全に避難場所に収容するための避難体制を推進する。

第2 避難場所の指定等

1 避難場所の種類

地震発生時の避難場所の種類は、指定緊急避難場所、広域避難場所及び大災害避難場所とする。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所である。

(2) 広域避難場所

広域避難場所とは、大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する火災や倒壊から避難者の生命を保護するために必要な面積を有するグラウンド等をいう。

(3) 大災害避難場所

大災害避難場所とは、広域避難場所でも避難者に危険がおよぶと判断されたとき又は広域避難場所では避難者を収容しきれないときに避難する場所とする。

2 避難場所の指定

避難場所の指定は、次のとおりとする。(資料編97～100頁「避難場所等一覧表」・101頁「避難場所等位置図」参照)

(1) 指定緊急避難場所 6箇所

(2) 広域避難場所 6箇所

(3) 大災害避難場所 2箇所

3 避難場所の設置基準等

避難場所の設置基準等をおおむね次のとおりとする。

(1) 原則として、宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設とする。

(2) 原則として、自治会を単位として設置する。

(3) 原則として、耐震・耐火構造の公共建築物(学校等)を利用する。

(4) 収容基準は、概ね3.3㎡当たり2人とする。

(5) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

4 一時集合場所の決定

大震災における避難方法は、パニックの防止、避難秩序の維持のため、集団避難方式を原則としている。集団避難のためには、まず公園、学校、空地等に集合しておくことが必要である。

そこで地域の実態に応じて、あらかじめ各自治会単位で一時集合場所を定めておくよう指導を徹底する。

第3 避難場所の周知徹底

大地震時には、極めて混乱した状況の中で大量の住民等の避難が必要となる事態が予測されるため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から次の方法により住民への周知を推進する。

- (1) 避難誘導標識及び広域避難場所等の案内板の設置を計画的に整備する。
- (2) 避難場所周辺等の夜間照明施設等の整備を図る。
- (3) 「ハザードマップ」の配布等による広報活動や防災訓練等を通じて広域避難場所等の周知徹底を推進していく。

第4 避難協力体制の整備

避難に当たっては、特に次の点に留意し、自治会、自主防災組織、事業所等に協力を要請し、避難体制の整備に努める。その際、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性の在り方や言語や生活習慣の異なる外国人に配慮するものとする。

- (1) 避難場所運営を円滑に行うため、あらかじめ災害時の対応のあり方を検討しておく。
また、広報、防災訓練、地域の話し合いを通じ、地域住民の理解を得ておく。
- (2) 高齢者、身体障害者等の要配慮者に対する避難誘導の方法を検討し、地域の協力得られるよう努める。
- (3) 外国人に対する避難誘導の方法を検討する。

第5 避難所運営マニュアルの整備

避難所運営マニュアルは、町が避難指示等を発令したときに活用することを想定した避難所運営の基本となるものであり、避難所の運営を進めるにあたって、各校区の防災訓練や研修などを重ねていき、地域の実情に応じた内容となるように更新していくものとする。

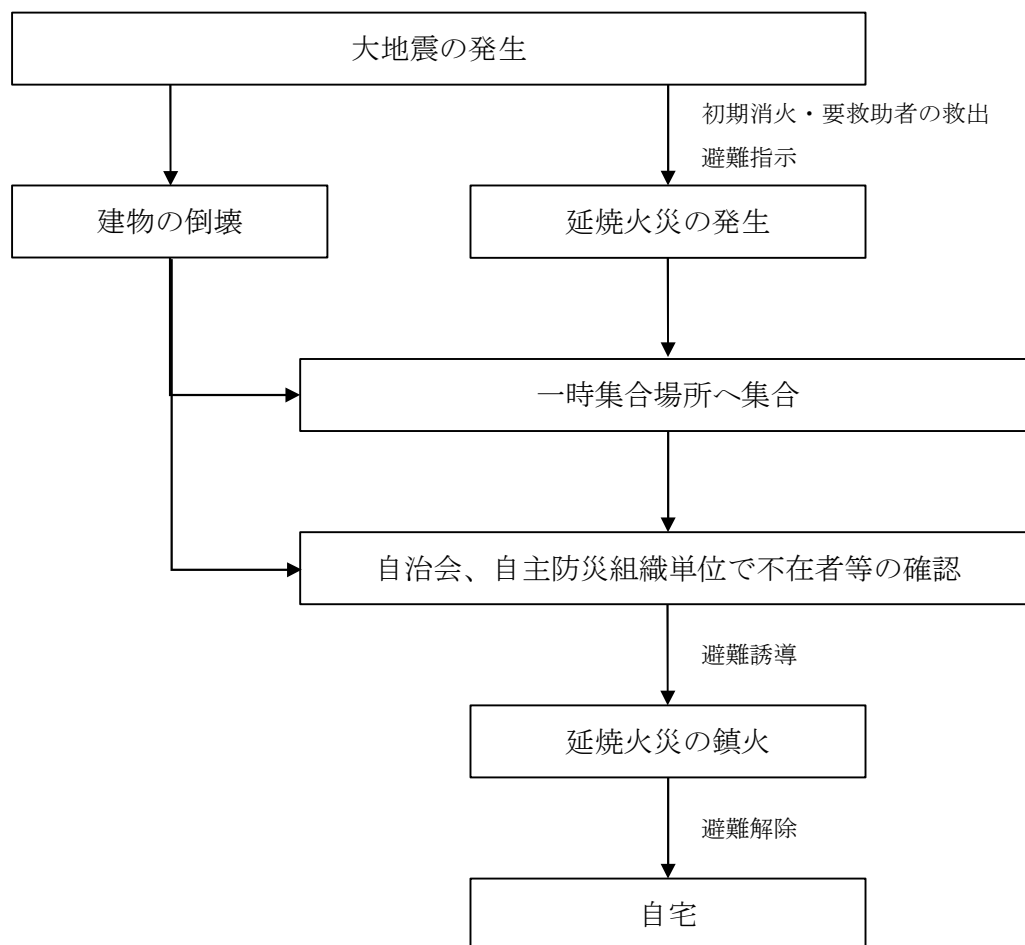
第6 孤立する恐れのある地区の対策

- 1 災害時に孤立する恐れのある地区について把握しておくこと。
- 2 食料、飲料水の備蓄を促進する。
- 3 災害時の情報連絡方法を整備し周知する。

第7 居住地以外の市町村への避難

居住地以外の市町村へ避難する住民に対する情報伝達活動について定めておくものとする。

避難のフロー図



第8節 飲料水、食料等の確保計画

第1 計画の方針

震災時には、水道施設の被害及び社会的混乱により、日常生活に不可欠な飲料水、食料等の確保が困難になり、また、医薬品や救護用資材に対する緊急の需要も高まると予想される。

したがって、平時より震災時に備え京都府と適宜分担しつつ、飲料水、食料、生活必需品、医薬品等の確保に努めるものとする。

また、地域の実情を考慮するとともに、男女、性的マイノリティなど多様な性の在り方、言語や生活習慣の異なる外国人や要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 飲料水給水体制の整備

1 給水車等の給水体制の整備

給水車、予備タンク及び水道の応急復旧工事に必要な資機材の整備を図り、災害時に速やかに飲料水を供給できるよう必要な措置を講じる。

2 給水用資機材等の整備

(1) 給水用資機材の整備

給水タンク車から被災者へ給水するための、貯水タンク、ポリタンク、飲料水袋等の備蓄を計画的に推進していく。更に、災害発生時には、日本水道協会京都府支部との覚書や久御山町上下水道業者組合との協定に基づき、資機材の調達を行う。

また、消火栓に接続する給水器具の確保について検討をしていく。

(2) 耐震性貯水槽の整備

給水用資機材の整備とともに、町内各地域に耐震性貯水槽の設置を検討する。

3 協力体制の整備

(1) 自主防災組織、事業所防災組織、消防団等に対して、日頃から飲料水の貯水に関する啓発を行うとともに、災害時において給水活動の協力が得られるよう要請していく。

(2) 日本水道協会京都府支部、久御山町上下水道業者組合等や市町間の支援協定で、災害時の応急給水並びに給水用資機材の相互支援ができるよう検討していく。

第3 生活用水の確保

1 町の対策

(1) 水道基幹施設、地下埋設管の耐震化

(2) 応急復旧資材の備蓄

(3) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水機材を整備するとともに、小・中学校等プールの水の活用を図る。

(4) 自治会及び自主防災組織に対し貯水や応急給水について指導を行う。

(5) 日本水道協会京都府支部、久御山町上下水道業者組合等との協力体制を確立する。

(6) 飲料水の計画的な備蓄を行う。

2 住民の対策

(1) 家庭における貯水

ア 貯水すべき水量は、一人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。

イ 貯水する水は水道水等衛生的な水を用いる。

ウ 貯水に用いる容器は衛生上安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。

第4 食料及び生活必需品の確保

1 食料品の確保

米、乾パン等災害時に必要な食料（以下「緊急食料」という。）について、次のとおり整備を図る。

- (1) 地域内の緊急食料として調達できる在庫量を調査する。
- (2) 地域内の緊急食料の調達及び配布計画を策定する。
- (3) 食料の集積場所を準備し近隣市町村やボランティアの協力を得て管理、運営する。
- (4) 給食計画を策定する。
- (5) 家庭で3日分程度の最低生活ができる食料を備蓄するよう指導する。

2 緊急食料の調達配分の具体的方針

- (1) 被災者の最低生活を維持するための食料確保に努める。
- (2) 協力店制度の確立を検討していく。
- (3) 食料の配分は、各地域の被害状況に応じ原則として避難所単位に実施する。
- (4) 「拠点炊き出し」方式とし、自主防災組織等と協力のうえ実施し学校給食設備等を活用する。
- (5) 町内製造業者、卸・小売業者等の流通可能在庫調査の結果に基づき必要時に町内業者の流通在庫から調達するが、なお不足する場合は、京都府と協議し、府内から調達する。

3 生活必需品等の確保

地震災害時における被服、寝具、その他の生活必需品等非常時に必要な物資（以下「緊急物資」という。）について次のとおり整備を図る。

- (1) 緊急物資の流通在庫量を調査する。
- (2) 緊急物資の調達及び配分計画を策定する。
- (3) 緊急物資集積場所の確保を図る。
- (4) 家庭で一週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄及び非常持出品の準備を推進する。
- (5) 住民個々の非常持出品のほか、自主防災組織活動に必要な担架、医薬品、拡声機、通信機器等を自主防災組織、自治会等で共同備蓄を促進する。

第5 医薬品及び救護用資機材の確保

大地震発生時には、数多くの応急救護所及び医療機関において同時に医療活動が実施されることが予想されるため、医薬品及び救護用資機材の確保・整備を平常時から推進していく。

- (1) 医薬品及び救護用資機材の常時必要数量を確保する。
- (2) 医薬品及び救護用資機材の業者との緊急時の物資供給について協定締結を推進する。
- (3) 自治会、自主防災組織等に対する救護用資機材の貸与等の推進を図る。

第6 防災倉庫及び備蓄品の整備

1 防災備蓄倉庫の整備

本町の防災備蓄倉庫は、本庁舎の他に中学校、小学校等を活用しているが、今後とも計画的に整備推進する。

2 備蓄品の整備

災害に備えて次のとおり備蓄品の整備に努める。

- (1) 災害に備えて緊急用食料、生活必需品、資機材等の備蓄を図る。
- (2) 備蓄物資のうち、耐用年数、消費期限のあるものは随時入替えを行う。
- (3) 災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検・整備を実施する。

第7 住民に対する指導

平常時から広報等を通じて住民に対し、家庭における貯水、緊急食料、物資の備蓄、非常持出品等の準備を指導し災害時に備える。

第9節 要配慮者計画

第1 計画の方針

震災時においては、障害者や寝たきりの高齢者、介護を必要とする病人、児童などは、必要な情報を的確に把握し、安全な場所に避難するなど適切に行動することがきわめて困難と考えられるので、発災直後の避難誘導や避難生活等にあって特段の配慮が必要である。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、震災発生時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

第2 要配慮者に係る対策

災害時においては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することが考えられるので、これら要配慮者に対しニーズに合った的確なサービスが提供できるよう以下のとおり対策を講じる。

- (1) 在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障害者、難病患者等の名簿を作成し、居宅に取り残された場合の要配慮者の迅速な発見に努める。
- (2) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て以下の措置を講じる。
 - ア 避難場所へ移動すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉サービス等の提供を行うこと。
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービス等の提供を組織的・継続的に開始できるよう、発災後すべての避難場所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。
- (4) 要配慮者に対する避難対策として、福祉避難所を町内に3箇所、町外に1箇所指定しており、今後も社会福祉施設などと協定を締結するなど、福祉避難所の事前指定に努める。

第3 障害者及び高齢者に係る対策

町は、避難場所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下のとおり障害者及び高齢者に対し対策を講じていく。

- (1) 被災した障害者及び高齢者の迅速な把握を実施する。
- (2) 被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等を掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し提供する。
また、これらの情報提供について、新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの活用を図る。
- (3) 避難場所において、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備すると共に在宅の障害者及び高齢者の訪問相談を実施する。
- (4) 被災した障害者及び高齢者の生活確保に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に確保する。
- (5) 関係業界、団体、社会福祉施設等を通じ、供出の協力要請を行う等必要物資の確保を図る。

- (6)避難場所や在宅における障害者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (7) 障害者及び高齢者の健康管理には特に留意することとし、府と連携し第3章 14 節第6の避難者健康対策により対策を講ずる。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

町は、災害時に次のとおり被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護の措置を講じる。

- (1) 避難場所の責任者等を通じ、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等により発生する要保護児童の実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳等による犠牲者の確認及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともにその実態把握を行う。
- (3) 発災時において孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

2 育児用品の確保

町は、京都府、関係業界と連携して、哺乳びん、粉ミルク、ポット、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品の必要量の確保を図る。

3 児童の保護等のための情報伝達

町は、住民に対し、掲示板、広報誌、パソコン等の活用や報道機関の協力により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報を提供できるよう必要な措置を講じる。

第5 外国人に係る対策

町は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。

- 1 町広報誌への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語による防災知識の普及に努める。
- 2 広域避難場所等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- 3 防災訓練等への外国人住民の参加を促進する。
- 4 通訳・翻訳ボランティアの事前登録等により、震災時の活動体制の整備に努める。

第6 妊婦に係る対策

- 1 妊婦の健康管理には特に留意することとし、府と連携し、第3章 14 節第6の避難者健康対策により対策を講ずる。
- 2 助産を実施する場合は、第3章第9節の医療・救護計画により対策を講じる。

第7 久御山町避難行動要支援者避難支援計画

避難行動要支援者の自助及び当該避難行動要支援者が居住する地域（近隣）の共助（支え合い）を基本として、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制などを定めることにより、避難行動要支援者の安全・安心体制を強化することを目的に、本計画を策定し、その運用を図る。

なお、計画の全文は、資料編112頁～115頁に掲載。

第10節 防災訓練計画

第1 計画の方針

震災時に迅速、的確な防災活動を実施するためには、平常時における実践的な防災訓練の積み重ねが、最も効果的である。

訓練実施に際しては、「緊急地震速報」をシナリオなどに取り入れる等により、地震発生想定に一層の効果をもたらすとともに、地震発生時の対応行動の習熟を図ることができるよう努める。

また、防災活動が円滑に実施されるためには、住民・企業・防災関係機関・ボランティア及び行政機関相互の連携及び協力体制の確立強化に重点をおいた防災訓練が有効なことから、これらについて実施方法等必要な事項について定める。その際、被災時の男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性の在り方や言語や生活習慣の異なる外国人に十分配慮するよう努めるものとする。

第2 総合防災訓練

1 計画目標

町は、住民参加を図りながら防災関係機関等の協力を得て、各種訓練を有機的に連携させる総合防災訓練を実施し、機関等相互間の協力体制を緊密にする。

また、京都府及び防災関係機関等が実施する総合防災訓練にも積極的に参加する。

2 事業計画

(1) 訓練項目

- ア 本部参集・運営
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 消火
- エ 救助・救出
- オ 救急・救護
- カ 避難誘導
- キ 避難所設営
- ク 応急給水
- ケ 応急復旧（ライフライン・道路等）
- コ その他

(2) 参加機関

- ア 町
- イ 京都府関係機関
- ウ 防災関係機関
- エ 自治会または自主防災組織
- オ 事業所等
- カ その他

第3 住民、事業所等の防災訓練

地震被害は、瞬間的な建造物の倒壊や火災の同時多発など、行政の対応力を越えた災害を想定しておかなくてはならないので、住民、事業所等独自の初期消火、救出救護、避難誘導

等の活動が被害の軽減に大きく寄与することとなる。

したがって、町は、住民及び事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域は自らが守る。」という防災の基本に立って適切な活動が行えるよう、初期消火訓練、避難訓練等を中心とした実践的な訓練実施計画を定め、防災業務従事者や住民等、防災訓練対象者ごとに、適時地域の実情に合った防災訓練の実施について支援していく。

第4 訓練結果の防災計画等への反映

防災訓練は、単に「問題なく無事終了」というのが成果でなく、訓練を行うことで、実際の応急対策に対する問題点を掘り起こすことが重要である。

その結果を踏まえ、終了後の検討を行い、久御山町地域防災計画の修正や次回訓練の際の課題として有効に活用する。

第 11 節 防災知識の普及計画

第 1 計画の方針

防災体制の充実及び災害時における有効適切な防災活動を円滑に実施するため、平素から震災に関する知識の普及を図るとともに、各担当所管等が相互に密接な連携を保ち防災意識の高揚に努めるものとする。その際、被災時の男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性の在り方や言語や生活習慣の異なる外国人に十分配慮するよう努めるものとする。

第 2 住民に対する防災知識の普及

大規模地震の発生時には、初期消火、避難誘導、応急救護など広範な応急対策が必要となるが、これら全ての面において行政が的確に対応することは極めて困難であり、住民自らが、地域の防災体制の一翼を担うという意識をもって行動することが肝要である。

したがって、住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり防災知識の普及徹底を図る。

1 普及の方法

(1) 学校教育・社会教育を通じての普及

学校教育において、防災関係の事項を取りあげて指導するほか、防災訓練や防災関係行事等の実践的な活動を通じて、防災上必要な知識の普及に努める。

また、社会教育においては、PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等といった生涯学習等の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

(2) 広報媒体等による普及

- ア 町広報誌による普及
- イ ラジオ、新聞等マスメディア利用による普及
- ウ 印刷物、パンフレット等による普及
- エ 映画、ビデオ、スライド等による普及
- オ 広報車の巡回による普及
- カ 図画、作文等の募集による普及

(3) その他

- ア 講演会、研修会等の実施
- イ 起震車等による地震体験の提供
- ウ 年 1 回の自主防災リーダー研修会の開催
- エ 自治会等の要望に応じた出前講座の実施

2 普及の内容

- (1) 久御山町地域防災計画（震災対策編）に基づく職員の配備・動員体制
- (2) 地震に関する一般的知識
- (3) 過去の主な被害事例
- (4) 平素の心得
 - ア 住宅の点検
 - イ 屋内の整理点検
 - ウ 火災の防止
 - エ 食料、飲料水及び生活必需物資の準備
 - オ 避難場所等の確認

(5) 地震発生時の対応

- ア 場所別、状況別の対応
- イ 出火防止及び初期消火の方法
- ウ 避難方法
- エ 救出方法
- オ 救護方法
- カ 救急方法
- キ 安否情報伝達手段の確保（ＮＴＴ災害用伝言ダイヤル１７１、各種携帯電話の伝言版、ＮＨＫ安否放送）

第３ 職員に対する防災教育

災害時における適切な判断力及び行動力を養い、迅速かつ適切な防災活動を実施するため、防災業務に従事する者のみならず職員全員に対して、次により防災教育の普及徹底を図る。

１ 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 防災活動手引等印刷物の配付

２ 教育の内容

- (1) 久御山町地域防災計画（震災対策編）に基づく職員の配備・動員体制及び各自の役割分担
- (2) 震災の特性
- (3) 過去の主な被害事例
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事項

第４ 防災上重要な施設の管理者等の教育

不特定多数の者が出入りする大型施設・事業所等においては、地震発生時における施設管理者等の防災上とるべき措置の適否が、被害を最小限にいとめる上で、大変重要な意義をもつこととなる。

したがって、防災上重要な施設の管理者等に対して、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火及び避難等における行動力・指導力を養い、災害時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

１ 指導の方法

- (1) 防火管理者等に対し技能講習会等を実施し、事業所等の震災時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自あるいは地域単位での訓練・講習会等を通じて、震災時における行動力を強化する。
- (3) 防火管理者等の自主的研究会、連絡会等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- (4) 震災時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレット等を配付する。

2 指導の内容

- (1) 久御山町地域防災計画（震災対策編）に基づく職員の配備・動員体制
- (2) 各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- (3) 震災特性及び過去の主な被害事例等
- (4) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理
- (5) パニック防止のための緊急放送等の体制整備
- (6) 出火防止及び初期消火等の震災時における行動体制

第5 防災意識調査

住民等の震災対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第6 防災相談

建築物の防火、耐震強化等を中心に防災相談を実施する。

第7 緊急地震速報の実施及び基準等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域(*))に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。

なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置づけている。

【緊急地震速報で用いる区域の名称】

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域名	郡市町村名
	京都府北部	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝郡(伊根町・与謝野町)
	京都府南部	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡(大山崎町)、久世郡(久御山町)、綴喜郡(井手町、宇治田原町)、相楽郡(笠置町、和束町、精華町、南山城村)、船井郡(京丹波町)

(注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

第12節 自主防災組織の育成に関する計画

第1 計画の方針

地震災害が発生した場合、これを早期に鎮圧して、被害の軽減を図ることは町の責務であるが、大地震発生後の二次災害の発生防止と被害軽減は、行政機関が防災施設等の充実整備をするだけでは不十分であり、町、住民、事業所がそれぞれの責務のもとに災害応急活動の連携をすることが必要である。

そのため、住民一人ひとりが「自分の生命・財産は自分で守る。」という自主防災意識の高揚を図り、災害に対して組織的に行動する自主防災組織を結成し、育成する必要がある。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防隊等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなければならない。

町は、地域住民、地域及び事業所などによる自主防災組織の育成に努めるものとする。

その際、女性の参加促進に努めるものとする。

第2 地域住民等の自主防災組織の育成

1 自主防災組織の育成

自主防災リーダー研修会の開催や校区単位での防災訓練などを通じて、地域に根差した自主防災組織の育成を図る。

2 自主防災組織の編成方法

基本的には、まず日常生活で交流の深い地域の自治会・町内会又はそれらに準じた既存の組織を母体にし、防災活動を効果的に実施できるよう地域特性を考慮した自主防災組織を編成するよう指導する。

3 自主防災組織活動班の編成

自治会・町内会等の会員を、構成が偏らないよう配慮して、次のような活動班により編成し、必要に応じて小単位の下部組織を置く。

- | | |
|------------|---|
| (1) 情報班 | 情報の収集、伝達、広報活動を行い、行政機関と地域住民のパイプ役も務める。 |
| (2) 消火班 | 出火防止、消火器等の消火技術を習得し、地域住民への指導も行う。 |
| (3) 救出救護班 | 負傷者の救出救護活動を行うための資機材の技術習得や応急手等の訓練等を行う。 |
| (4) 避難誘導班 | 地域住民の避難誘導活動を迅速・安全に行うために、避難経路・避難場所の確認等を行う。 |
| (5) 給食・給水班 | 食料物資の備蓄・管理及び配分並びに炊き出し等の給食、給水活動の訓練等を行う。 |

4 自主防災組織の活動内容

平常時における予防活動及び災害時において町が防災活動を開始するまでの初期活動の主なものは、次のとおりである。

(1) 平常時の活動

- ア 防災計画の作成
- イ 防災知識の普及・啓発
- ウ 地域の情報収集（居住者等）及び伝達体制の確立
- エ 救助、救護及び避難場所、避難道路の確保、避難誘導等の体制の確立
- オ 各防災機関との連携協力
- カ 地域内安全点検（危険箇所の点検把握・火気使用器具の整備点検）、危険箇所に講じる対策
- キ 防災用資機材の点検整備、設置場所等の周知の徹底
- ク 防災訓練の実施
- ケ 避難時の携行物資の検討

(2) 災害時の活動

- ア 救出・救護
- イ 地域の情報収集（被害状況等）及び伝達の円滑な実施
- ウ 出火防止、初期消火及び二次災害の防止
- エ 避難誘導及び避難者確認
- オ 避難所の運営管理

5 自主防災組織の推進方法

自治会、職域等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

第3 事業所の自衛消防組織の育成

1 事業所の自衛消防組織

消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所（危険物施設）はもとより、設置が義務づけられていない事業所においても、事業所自らが地域社会の一員としての責任を自覚し、全従業員が積極的に協力して、客や従業員の生命・身体の安全の確保、周辺地域の被害軽減及び二次災害防止等を目的とした自衛消防組織を結成し、防災体制の充実強化を図るよう育成指導に努めることとする。

2 危険物施設等及び高圧ガス関係の自衛消防隊組織

危険物施設等における予防規程及び自衛消防隊の活動等に対し、必要な助言指導を行い自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガス関係保安団体に対しても、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し助言指導を与え、その育成強化を図るものとする。

第4 各防災組織相互間の協調

地域住民等の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等が存在する場合は、初期消火、避難、誘導、救護等を各組織がばらばらに行動するのでは、効果はあまり期待できない。住民組織と事業所組織の連携を促進させるため、町は、合同の防災講習会、防災訓練の場を提供し、相互の活動の調整を図るものとする。

第13節 ボランティアの育成・整備計画

第1 計画の方針

大規模な災害が発生すると、被災地内では多くの住民が自力での生活維持が困難になる。

町や防災関係機関は救援・復旧にあたるが、被災住民の多様な個別ニーズに対応することは困難である。こうした状況下で、被災住民の自立を支援する多様なボランティア（以下「災害ボランティア」という。）活動は極めて大きな力になる。災害ボランティアの活動が円滑で効果的に行われるため、平常時からの人材の育成と環境整備を図る。

第2 災害ボランティアの育成・整備

町は、災害時のボランティア活動が、専門的な分野から生活全般に関する支援まで多岐にわたることから、久御山町社会福祉協議会と連携して以下のとおり対策を講じる。

- （1）災害ボランティアの育成を図るため、関係機関と連携して、災害時のボランティア活動に関する情報の提供を行うとともに、防災知識や応急救護等に係る各種研修を計画する。
- （2）災害時において、効果的なボランティア活動を支援するため、久御山町社会福祉協議会など関係機関と連携体制を強化するとともに、活動拠点の整備を図る。
- （3）災害時のボランティアの受け入れ体制について、久御山町社会福祉協議会と連携して必要な措置を講じる。
- （4）医療等の専門ボランティアについては、登録制の導入を進める。
- （5）生活全般に関するボランティアについては、災害発生時に登録受付を行い、被災地の受け入れ希望との整合性を図る。

第3 ボランティア支援体制の確立

- （1）町は、日頃から久御山町社会福祉協議会等と連携を密にしながら、発災時には速やかにボランティア活動の現地本部及び救援本部を設置できるよう体制を確立するとともに、具体的な支援の内容や指示等について対応マニュアルの整備を図る。
- （2）災害時にボランティアの能力が十分に発揮されるよう、日頃から自主防災組織等にボランティア活動に対する理解や協力が得られるよう要請する。

第 14 節 行政機能維持対策計画

第 1 業務継続性の確保

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

第 2 各種データの整備保全

災害復旧・復興への備えや復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第 15 節 広域応援体制の整備計画

第 1 計画の方針

発災時における人的、物的資源を確保するため、京都府や自衛隊と連携するとともに相互応援協定を締結している自治体及び民間関係機関等と応援内容や医薬品、食料、生活必需物資等の調達が円滑に行えるように協定内容の充実を進める。

その際、男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性の在り方や言語や生活習慣の異なる外国人に配慮するよう努めるものとする。

第 2 応援受入体制の確立

広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進める。

第 3 情報の共有化等

京都府及び広域応援部隊、防災関係機関等と情報の共有を図り、また、応急活動用備蓄資機材の配分方法等について効率的に運用できるよう検討する。

第 4 応援機関との連携の強化

各応援機関等と連携して、図上演習等の実践的訓練を実施するなど関係の強化を図る。

第 5 ボランティアの受入体制の整備

発災時における国内・外からのボランティアの支援申入れが適切に活かされるよう社会福祉協議会等と協定を締結し、ボランティア運営関係機関、団体と連携の上、マニュアル作りや受入体制等の更なる整備推進を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

第1 計画の方針

この計画は、久御山町の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町がその有する全機能を発揮して迅速かつ的確な防災活動を実施するための体制について定める。

第2 地震災害警戒本部の設置基準等

1 地震災害警戒本部の設置基準（自動設置）

久御山町に、震度4（京都地方気象台発表、以下同じ。）の地震が発生したとき。

2 職員の動員・配備体制については、第2節「動員・配備計画」による。

第3 地震災害対策本部の設置基準等

1 地震災害対策本部の設置基準（自動設置）

（1）久御山町に、震度5（弱）以上の地震が、発生したとき。

（2）その他町長が、地震のため相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策の必要があると認めたとき。

2 職員の動員・配備体制については、第2節「動員・配備計画」による。

第4 地震災害対策本部への移行措置

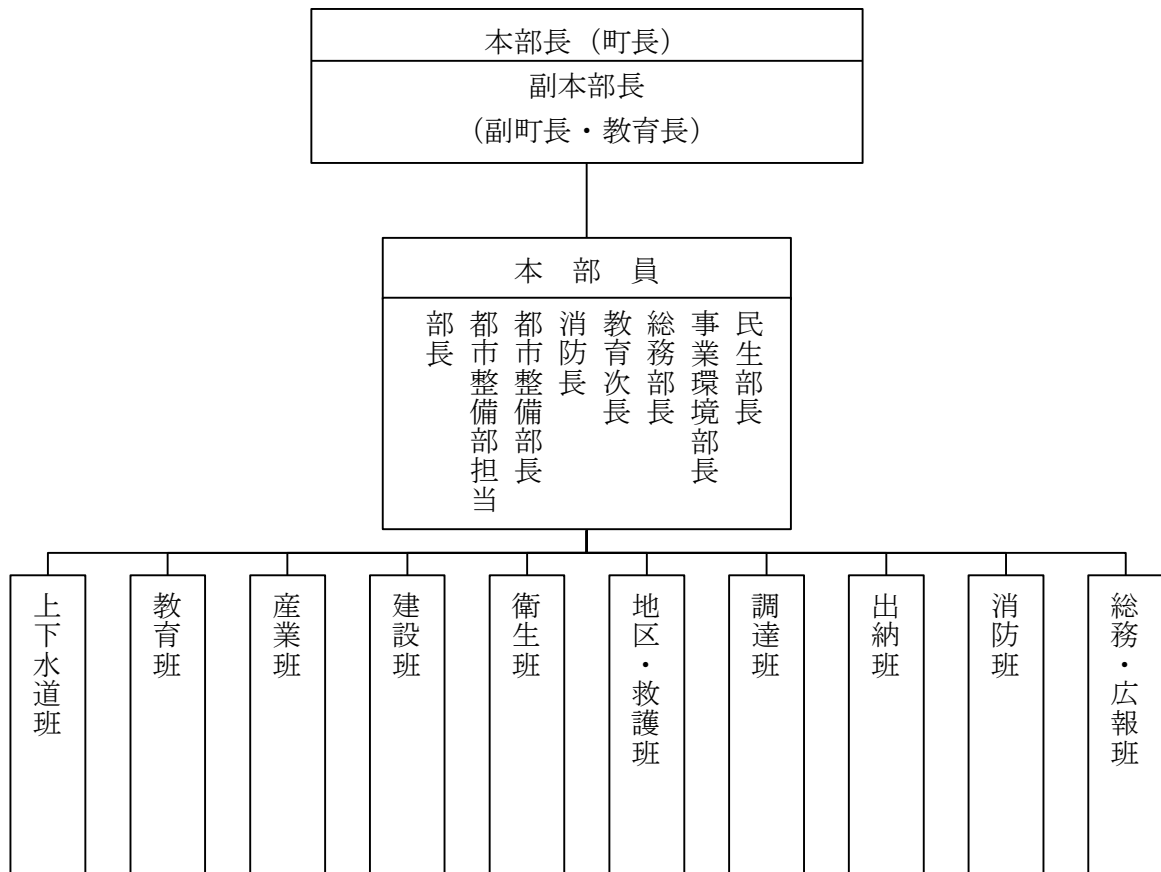
地震災害対策本部が設置された場合においては、地震災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を地震災害対策本部に引き継ぐものとする。

第5 地震災害対策本部の組織機構及び編成

1 本部の組織編成

（1）久御山町地震災害対策本部の組織図は、次のとおりとする。（資料編6頁「久御山町災害対策本部条例」参照）

久御山町地震災害対策本部



※町組織に参事の職があるときは本部員とする。

※地震災害対策本部会議には、本部長以下の全本部員及び各班に所属する全課長が出席するものとする。

2 災害対策本部の各班の業務分掌の概要は、次のとおりとする。(資料編61～63頁「久御山町地域防災計画震災対策編担当班(課等)一覧表」参照)

班名(班長名)	担当課等	業務分掌
総務・広報班 (総務課長)	総務課	1 対策本部の設置及び閉鎖に関する事。 2 対策本部会議の運営に関する事。 3 各班の業務調整及び本部長の命令並びに対策本部会議等の決定事項の伝達及び各班の業務の調整に関する事。 4 対策本部要員の動員に関する事。 5 労働力の確保に関する事。 6 被害状況の総括及び情報資料等の収集、整理に関する事。 7 京都府災害対策本部その他関係機関に対する連絡及び要請に関する事。 8 災害記録の編さんに関する事。 9 報道機関への広報活動に関する事。 10 各種陳情の応接及び被災地の慰問に関する事。 11 災害地調査班の編成及び災害地からの情報の確保に関する事。 12 警備活動等に関する事。 13 気象情報の受信及び伝達に関する事。 14 その他他の班に属さないこと。
	企画財政課	1 自治会との連絡調整に関する事。 2 一般住民からの問合せ等の対応に関する事。 3 一般住民への広報活動に関する事。 4 庁舎の維持管理に関する事。 5 災害予算等町財政に関する事。
	議会事務局	1 町議会との連携に関する事。
消防班 (次長)	消防本部 総務課 予防課 警防課	1 消防機関活動の把握及び指示に関する事。 2 救助活動に関する事。 3 住宅等の危険箇所の把握に関する事。 4 救助用舟車の確保に関する事。 5 危険物の防災対策に関する事。 6 消防機器及び水防資材の整備点検確保に関する事。 7 災害地における応急対策の指導に関する事。 8 消防、水防業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関する事。
出納班 (会計課長)	会計課	1 災害関係費支出の審査及び支払いに関する事。 2 応急庁用必需物品の管理保管に関する事。 3 出納についての総務・広報班との連絡調整に関する事。

班名（班長名）	担当課等	業務分掌
調達班 （税務課長）	税務課	1 人及び住宅等の被害調査に関すること。 2 り災証明の発行に関すること。 3 応急資材及び救助物資の調達に関すること。 4 炊出し及び炊出し場所の確保に関すること。 5 調達についての総務・広報班との連絡調整に関すること。
地区・救護班 （福祉課長）	福祉課 住民課 戸籍住民係	1 行方不明者等の捜索に関すること。 2 災害救助法の運用に関すること。 3 避難場所の開設・運営・維持管理、安置所及び埋葬に関すること。 4 救助物資の配分に関すること。 5 救護資金等の貸し付けに関すること。 6 社会福祉施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 7 地区・救護に関する情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関すること。
	国保健康課 子育て支援課 （保健師）	1 避難場所の開設・運営・維持管理に関すること。 2 医療救護及び感染症、食品衛生監視に関すること。 3 共同募金会、日本赤十字社京都府支部及び関係医療機関との連絡調整に関すること。 4 り災児童等の応急救護に関すること。
衛生班 （住民課長）	住民課 生活衛生係 産業・環境政策課 環境企画係	1 ごみ及び災害廃棄物の処理に関すること。 2 し尿の処理に関すること。 3 衛生業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関すること。
建設班 （建設課長）	建設課	1 道路、橋梁、河川等土木施設の被害状況の調査に関すること。 2 道路、橋梁、河川等土木施設の応急復旧に関すること。 3 危険な河川、橋梁等の調査・把握に関すること。 4 警備活動に関すること。 5 住宅応急、障害物除去に関すること。 6 道路、橋梁、河川等土木施設に必要な情報の収集及び総務班との連絡調整に関すること。 7 地震被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。 8 被災宅地危険度判定の実施に関すること。 9 応急仮設住宅の建設に関すること。
	新市街地整備課	1 交通情報の調査及び収集に関すること。 2 道路、橋梁、河川等土木施設の被害状況の調査に関すること。 3 応急仮設住宅の建設に関すること。

班名（班長名）	担当課等	業務分掌
産業班 （産業・環境政策課長）	産業・環境政策課 （環境企画係を除く）	1 農林関係被害状況調査に関すること。 2 食料供給に関すること。 3 農作物及び農機具等の応急対策並びに肥料農薬等、生産資材の確保に関すること。 4 家畜の待避に関すること。 5 農地及び農林施設の応急復旧に関すること。 6 労働力の確保に関すること。 7 障害物除去に関すること。 8 農林商工関係業務に必要な情報の収集並びに被害調査及び総務・広報班との連絡調整に関すること。
教育班 （学校教育課長）	学校教育課	1 休校、登下校の措置に関すること。 2 り災児童生徒等の応急援護に関すること。 3 学校教育施設の管理、設備の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 4 災害地における児童生徒等の応急教育に関すること。 5 こども園、小・中学校の管理に関すること。 6 教育業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関すること。 7 こども園の休園、開園の措置に関すること。 8 炊き出しに関すること。
	生涯学習応援課	1 文化財及び文化・スポーツ施設等の管理、設備の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2 仲よし学級の児童の安全確保に関すること。 3 仲よし学級に係る施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。
	子育て支援課 （保健師除く）	1 教育業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関すること。 2 り災児童生徒等の応急援護に関すること。
上下水道班 （上下水道課長）	上下水道課	1 応急復旧資材の整備点検確保に関すること。 2 上下水道施設及び設備の被害状況調査並びに応急復旧に関すること。 3 飲料水の供給確保に関すること。 4 上下水道業務に必要な情報の収集及び総務・広報班との連絡調整に関すること。

※他班への応援等について、状況に応じて臨機に対応するものとする。

第6 関係協力機関

災害の状況に応じ災害対策本部長が連絡し、又は協力を要請する機関及びその内容は、次のとおりとする。(資料編66頁「関係協力機関連絡・要請系統図」・67頁～68頁「関係協力機関調書」参照)

関係協力機関		連絡及び要請する事項
京都地方気象台		気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等、防災気象情報の発表、伝達及び解説
国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 淀川ダム統合管理事務所 水資源機構木津川ダム総合管理所		淀川及び木津川の河川情報
府災害対策本部	山城広域振興局	災害救助法の発動要請、自衛隊の派遣要請、避難指示の報告、被害状況等の報告、応急救助
	宇治警察署 伏見警察署	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持設備又は物件の除去
	山城北土木事務所	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検
	山城北保健所	医療救護、防疫、飲用水及び有害物質対策
	山城教育局	教育施設の応急対策、児童生徒の応急教育、教科書の調達
淀川・木津川水防事務組合 淀川右岸水防事務組合		災害予防並びに復旧資材の整備点検、水防活動
陸上自衛隊大久保駐屯地 第102施設器材隊		被災地域への復旧、被災者の救出物資の輸送
西日本電信電話株式会社 京都支店		電信電話施設の復旧
西日本高速道路株式会社 関西支社 茨木管理事務所		高速道路の保全、応急対策及び災害復旧
関西電力送配電株式会社		電力施設の復旧
大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部		ガス施設の復旧
日本放送協会京都放送局 株式会社京都放送 エフエム宇治放送株式会社		災害情報、職員動員、救助状況及び一般住民に対する周知
日本赤十字社 京都府支部		日赤救護班の派遣、義援金品の募集、配分及び奉仕活動
久御山町社会福祉協議会		災害時のボランティアの受け入れ事務及びボランティア活動の調整・支援
その他の機関		そのつど必要な事項

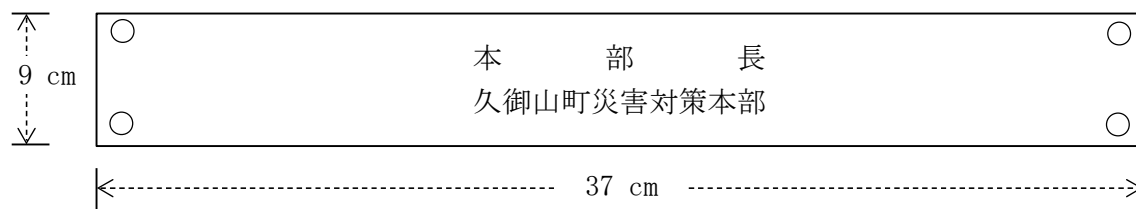
第7 地震災害対策本部の標識等

災害対策本部が設置され災害応急対策の業務に従事する場合は、次の腕章及び標識をつけ

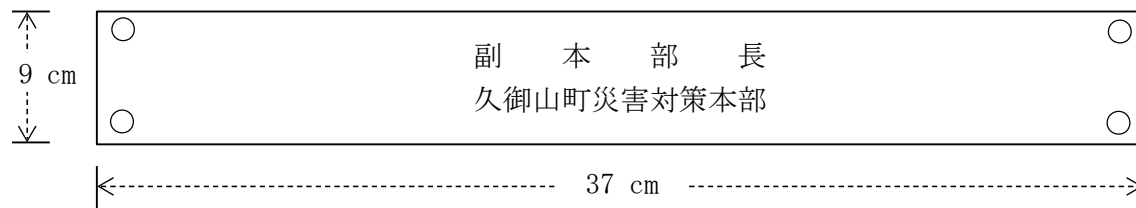
る。

1 腕章（黄地に黒文字）

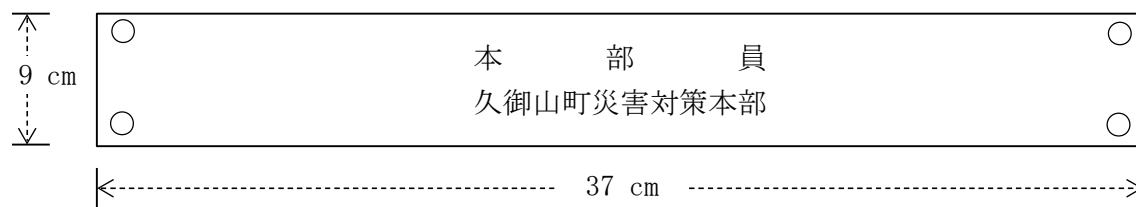
（1）本部長が着用する腕章



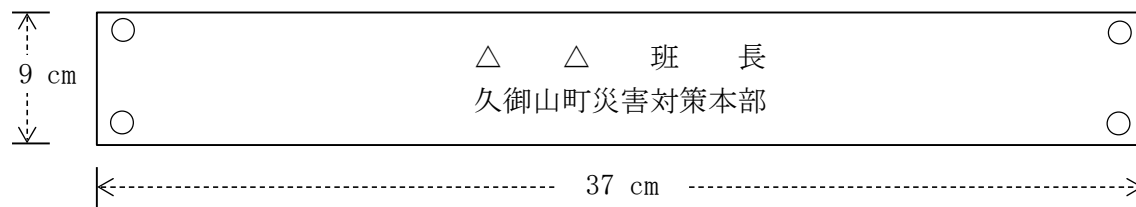
（2）副本部長が着用する腕章



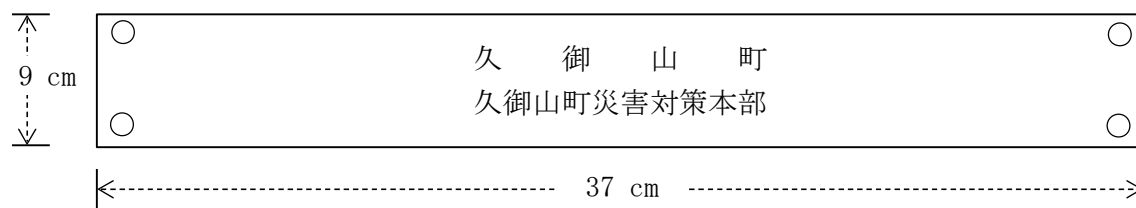
（3）本部員が着用する腕章



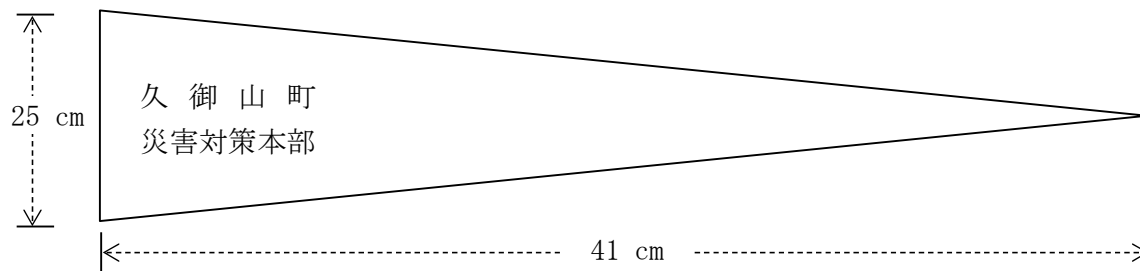
（4）班長が着用する腕章



（5）班員が着用する腕章



2 自動車用標識（赤字に白文字）



第8 他の機関の活動体制

1 指定公共機関

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町防災計画の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害及び災害応急対策を迅速に実施するとともに、町が実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるための必要な組織、運営等についてあらかじめ定めておく。

2 町の区域内の公共団体、防災上重要な施設の管理者等

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、町防災計画の定めるところにより災害の予防及び災害応急対策を実施する。

第2節 動員・配備計画

第1 計画の方針

この計画は、久御山町の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における本部要員等の動員について、その要領を定める。

第2 配備計画

1 地震配備体制の発令

久御山町に震度4の地震が発生した場合は、総務課職員（4名）、消防職員（消防動員計画による）は、予備配備体制をとり、情報収集にあたるものとする。（自主参集）その結果、本部長は総合的な応急対策の必要があると認めたときは、必要な活動体制を発令し、職員を配備する。

また、久御山町に震度5（弱）以上の地震が発生した場合は、次項久御山町地震災害（警戒・対策）本部動員計画表に従って、自主参集するものとする。

なお、震度4に達しない地震の発生時においても、本部長は、久御山町内の被害状況等を検討し、必要と認めるときは、臨機の措置を講じることとする。

2 勤務時間内における配備計画

- （1）本部長は、前項の「地震配備体制」が発令されたときは、あらかじめ定められた職員を配備につけ、警戒活動あるいは応急対策活動を命じるものとする。
- （2）配備についた職員は、所属長等の命に従い、直ちに警戒活動あるいは応急対策活動を実施しなければならない。

3 勤務時間外における配備計画

勤務時間外における職員の配備は、次項「第3動員計画」に定めるところによる。

第3 動員計画

1 動員の指令伝達

勤務時間外において「地震配備体制」が発令されたとき、職員は原則として自主参集するものとする。このため、所属長等は、常に所属職員の伝達系統を整備し、地震動員・配備計画をあらかじめ定め、地震配備体制が速やかにとれるようにしておかなければならない。

2 動員の対象者

原則として、全職員を動員対象者とする。ただし、次に掲げる職員については、対象から除外することができる。

- （1）発震時において、急病、負傷等で参集が不能となった場合
- （2）居住地付近に火災が発生し、延焼のおそれがある場合
- （3）人命救助活動に従事した場合
- （4）被災地住民の救護、避難活動のリーダーを住民から要請された場合
- （5）家族が被災し、特別な事情が生じた場合
- （6）その他本部長が認める場合

3 地震災害警戒本部及び同対策本部の動員

地震災害警戒本部及び同対策本部の動員は、別表に定めるとおりとし、本部長の指令に基づき実施するものとする。

4 参集場所

職員の参集場所は、原則として自己の勤務場所とする。ただし、所属長等は、地震動員・配備計画において、あらかじめ職員を指定し勤務場所以外の指定場所に参集させることができる。

5 参集状況の報告

所属長等は、職員の参集状況を本部長に報告するものとする。

6 参集時の留意事項

- (1) 職員は、勤務時間外における参集の場合、次の要領により自動的に行動を開始するものとする。

ア 参集者の服装及び携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、状況に応じ必要な用具をできる限り携行すること。

イ 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、最寄りの行政機関、消防署又は警察署等へ通報連絡するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。

- (2) 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況その他の情報を、参集後直ちに所属長等に報告するものとする。

久御山町地震災害（警戒・対策）本部動員計画表

気象庁震度階級	動員の種類	動員の内容
震度 4	【地震／災害警戒本部】 地震配備	本部長が必要と認める時 ・総務課 4 人 ・福祉課 1 人 ・国保健康課 1 人 ・子育て支援課 1 人 ・建設課及び 新市街地整備課 3 人 ・産業・環境政策課 1 人 ・学校教育課 1 人 ・上下水道課 2 人 ・消防本部 消防動員計画による
震度 5 弱・強	【地震／災害対策本部】 地震第 1 号動員	自動的に ・総務・広報班 15 人 ・消防班 消防動員計画による ・衛生班 2 人（地区・救護班 へ応援協力 1 人） ・建設班 10 人 ・教育班 4 人（地区・救護班 へ応援協力 3 人） ・地区・救護班 10 人 ・上下水道班 6 人 ・産業班 5 人
	【地震／災害対策本部】 地震第 2 号動員	被害状況等に応じて、 各班とも職員の 1／2 ただし、地震第 1 号動員以上とする。
震度 6 弱以上	【地震／災害対策本部】 地震第 3 号動員	自動的に全職員

※ ただし、本部長は、被害状況等に応じて動員内容を変更することができる。

久御山町地震災害（警戒・対策）本部動員計画表

【付表】

令和4年1月1日現在（単位：人）

班名	課等名	災害警戒本部 地震配備	災害対策本部 地震第1号動員	災害対策本部 地震第2号動員	災害対策本部 地震第3号動員
総務・広報	総務課	4	15	職員の1／2	全職員
	企画財政課				
	議会事務局				
消防	消防本部	消防動員計画 による	消防動員計画 による	消防動員計画 による	全職員
出納	会計課			職員の1／2	全職員
調達	税務課			職員の1／2	全職員
地区・救護	福祉課 住民課 戸籍住民係	1	10	職員の1／2	全職員
	国保健康課	1			
	子育て支援課 (保健師)				
衛生	住民課 生活衛生係 産業・環境政策課 環境企画係		2	職員の1／2	全職員
建設	建設課	3	10	職員の1／2	全職員
	新市街地整備課				
産業	産業・環境政策課 (環境企画係を 除く)	1	5	職員の1／2	全職員
教育	学校教育課	1	4	8	全職員
	生涯学習応援課				
	子育て支援課 (保健師除く)	1			
上下水道	上下水道課	2	6	職員の1／2	全職員
合計		28	75		

※ 本部員を除く。

※ 地震第2号動員については、地震第1号動員以上とする。

第3節 応援要請計画

第1 計画の方針

地震が発生した場合において、久御山町の災害対策能力をもってしても対処し得ない場合、他の地方公共団体等への応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請について定める。

第2 他の地方公共団体等への応援要請

1 応援の要請

応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、本部長は、直ちに本部会議を招集し、応援の要請について協議のうえ決定する。

ただし、事態が急迫している場合は、直接本部長が決定することができるものとする。
応援要請の内容等は、次のとおりとする。

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法 第29条第2項
京都府知事	(1) 指定地方行政機関の職員の派遣の あつせん要請 (2) 他の地方公共団体の職員の派遣の あつせん要請 (3) 応援の要求及び応急措置の実施要請 (4) 職員の派遣要請	災害対策基本法 第30条第1項 災害対策基本法 第30条第2項 災害対策基本法 第68条 地方自治法 第252条の17
他の市町村長等	(1) 応援の要請 (2) 職員の派遣要請	災害対策基本法 第67条 地方自治法 第252条の17

2 応援要請の基準

本部長は、次に該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

- (1) 「第2節動員・配備計画、第3動員計画」の別表「久御山町地震災害（警戒・対策）本部動員計画表」の動員をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- (2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
- (3) その他本部長が応援要請の必要があると認めた場合

第3 自衛隊に対する派遣要請等

応急対策を実施するうえで自衛隊の救援を必要とするときは、本部長は、自衛隊法第83条の規定により部隊等の派遣を要請する。

1 災害派遣要請基準

本部長は、災害が発生し又はそのおそれがある場合、町及び府並びに関係機関等の機能をもってしても、なお防災の万全を期し難いと認めるときは、京都府山城広域振興局を通じて知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

ただし、人命救助等のため緊急を要し、京都府山城広域振興局を通じて知事に派遣要請をするいとまのないときにかぎり、直接次の自衛隊に要請連絡し、後刻京都府山城広域振興局に報告する。

(1) 陸上自衛隊第4施設団

所在地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電話番号

区分	勤務時間内	勤務時間外（夜間）
N T T回線	(0774) 44-0001 (内線 236)	(0774) 44-0001 (内線 223)
京都府衛星通信系 防災情報システム（第3科）	衛星 7-757-8109 地上 8-757-8109	衛星 7-757-8101 地上 8-757-8101

(2) 陸上自衛隊第7普通科連隊

所在地 福知山市天田無番地

電話番号

区分	勤務時間内	勤務時間外（夜間）
N T T回線	(0773) 22-4141 (内線 235)	(0773) 22-4141 (内線 302)
京都府衛星通信系 防災情報システム（第3科）	衛星 7-835-8103 地上 8-835-8103	衛星 7-835-8108 地上 8-835-8108

2 災害派遣要請要領

- (1) 本部長は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにするため文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等によるものとし、後刻速やかに正式文書で要請する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

- (2) 本部長は、災害派遣を受けようとするときは、次の事項を確立する。

ア 総務・広報班は、派遣部隊との連絡にあたるため、あらかじめ連絡職員を指名する。

イ 総務・広報班は、派遣部隊の宿泊所等を準備する。

ウ 作業内容に応じ各班は作業計画を樹立し、派遣部隊と作業につき協議する。

エ 部隊集結位置、ヘリポート、駐車場等を確保する。

オ N T T回線を利用（利用可能時）できるよう準備する。

3 京都府知事への報告

総務・広報班は、派遣部隊が到着したときは、京都府山城広域振興局を通じて知事に報告する。

4 災害派遣部隊の主な活動内容

- (1) 人命の救援活動
- (2) 水防及び消防活動
- (3) 除雪、地すべり等の応急対策及び道路応急復旧等の土木活動
- (4) 救護物資等の輸送活動
- (5) 応急の医療、防疫、給水及び通信の支援
- (6) その他の災害予防及び応急措置

5 使用器材等の準備

本部長は、自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の必要なものはあらかじめ準備する。

6 経費の負担区分

本部長は、災害派遣部隊の活動に要する次の経費について負担する。

- (1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び附帯設備料
- (2) (1) に規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの。

7 撤収の要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに文書をもって京都府山城広域振興局長を通じて知事に対しその旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請しその後文書を提出する。

第4 防災関係団体等への連絡調整及び応援要請

1 防災関係団体等への連絡調整

本部長は、第1章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる防災関係団体等に対し、応急対策実施状況の把握、連絡体制の事前確認等のため連絡調整を図るものとする。

2 防災関係団体等への応援要請

応急対策を実施するに当たり必要と認めるときは、本部長は、防災関係団体等に対し、協力を依頼し又は応援を要請するものとする。

第4節 労働力確保計画

第1 計画の方針

大地震の発生時には、町及び防災関係団体等の職員のみでは、十分な応急対策を行う人員に不足を生じる事態も想定されるため、必要な労働力を迅速に確保しうるよう対策を講じる。

第2 労働者の雇用

1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労働者の雇用は、公共職業安定所を通じて、本部長（町長）が行う。

2 労働者の雇用の範囲

災害応急対策の万全を期すため、次の範囲で救助の実施に必要な労働者を雇用する。

種類	内容
(1) り災者の避難	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者自身を安全地帯に避難させるため、本部長（町長）が雇用する労働者
(2) 医療及び助産における移送	○医療・救護班によることができない場合において、患者を病院、診療所等へ運ぶための労働者 ○医療・救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う労働者 ○自宅療養によることとなった患者の輸送のための労働者
(3) り災者の救出	○り災救出行為そのものに必要な労働者 ○救出に要する機械、器具、その他資材を操作し、又は後始末をするための労働者
(4) 飲料水の供給	○飲料水そのものを供給するための労働者 ○飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作等に要する労働者 ○飲料水の浄化のための医薬品の配布に要する労働者
(5) 救済用物資（義援物資を含む。）の整理、輸送及び配分	○救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管等の一切に係る労働者 ○救済用物資の送達のための労働者 ○救済用物資のり災者への配布に係る労働者
(6) 遺体の搜索	○遺体の搜索行為自体に必要な労働者 ○搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための労働者
(7) 遺体の処理	○遺体の洗浄、消毒等の処置をするための労働者 ○遺体を仮安置所まで輸送するための労働者

以上のほか、埋葬、炊き出し、その他救助作業の労働者を雇用する必要がある場合は、厚生労働大臣の承認を受けるものとする。

3 労働者雇用の方法

- (1) 災害応急対策並びに救助の実施に必要な労働者の雇用を必要とする場合は、その目的及び種目ごとに計画をたて、必要最小限度の労働者を雇用する。
- (2) 労働者の雇用は、災害対策本部長が現地において直接雇用するか、公共職業安定所を通じて行う。
- (3) 労働者の雇用を決定した場合は、臨時雇用（人夫）台帳や賃金支払関係の書類を保存するものとする。

4 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労働者雇用の期間は、それぞれ救助の実施が認められている次の期間である。ただし、厚生労働大臣の承認を得て必要な期間延長できる。

労働者雇用の種類と期間

雇用の種類		労働者雇用の期間
(1) り災者の避難労働者		被害が現に発生し、又はおそれのある1日程度
(2) 医療及び助産における移送労働者	a 医薬における輸送 b 助産における輸送	a 災害発生の日から14日以内 b 災害発生の日から13日以内 (最長期間)
(3) り災者の救出労働者		災害発生の日から3日以内
(4) 飲料水の供給労働者		災害発生の日から7日以内
(5) 救済用物資（義援物資を含む。）の整理、輸送及び配分労働者	a 被服、寝具、その他生活必需品の整理等 b 学用品の整理 i 教科書 ii その他のもの c 炊き出し用食糧品等の整理 d 医薬品、衛生材料の整理等	a 災害発生の日から7日以内 b i 災害発生の日から1か月 ii 災害発生の日から15日以内 c 災害発生の日から7日以内 d 災害発生の日から14日以内
(6) 遺体の搜索労働者		災害発生の日から10日以内
(7) 遺体の処理労働者		災害発生の日から10日以内

5 労働者の賃金

雇用した労働者の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、雇用した地域における通常の実費程度とする。

6 費用負担区分

- (1) 災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）…………… 府負担
- (2) その他の場合…………… 町負担

7 応援要請

災害対策本部長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足しボランティアの動員並びに労働者の雇用が不可能なときは、京都府に要請する。

第5節 災害情報・伝達計画

第1 計画の方針

地震の発生又は地震の発生するおそれがある場合において、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報等（以下「地震情報等」という。）の収集並びに伝達に関し必要な事項を定める。

第2 地震情報等の発表及び伝達基準

地震に関する資料や状況を速報するための地震情報等は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から京都地方気象台を通じて発表される。

1 地震情報等の種類と内容

地震情報等の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報、または注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 （注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 （注）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。

	・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	日本や国外へ津波の影響に関しても記述して発表。
--	--	-------------------------

(注)気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

2 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震情報等の伝達基準は、1 地震情報等の種類と発表基準及び内容に準じる。

第3 地震情報等の受理・連絡等

- (1) 久御山町は、京都地方気象台が京都府に発表した震度4以上の「地震情報等」に関する情報の伝達系統及び京都府震度情報ネットワークシステムによる震度情報を入手したときは、必要に応じ住民に通報等周知徹底するよう措置を講じるものとする。
- (2) 「地震情報等」の受理及び連絡については、勤務時間内においては総務部総務課とし、勤務時間外及び休日については、登庁時に周辺の被災状況を把握し、ただちに本部に的確かつ迅速に報告する。
- (3) 各部課等の長は、地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集、伝達すべき情報について、その内容、連絡先、優先順位、担当者等を定め本部長に報告しておく。
- (4) 各部課等の長は、震度4以上の地震が発生したときは、その後の余震、通信諸施設（無線設備を含む。）の損壊による通信手段の途絶等に備え、地震発生時からラジオ、テレビ等の可能な手段により当該地域にかかる「地震情報等」を聴取するものとする。

第4 地震動警報等の連絡

- 1 地震動警報時の伝達は、防災行政無線・電話又は伝言等により、連絡するものとする。
- 2 久御山町に伝達された地震動警報等は、その種類に応じ、総務課から関係課並びに関係機関に連絡するものとする。この場合、連絡の方法は、あらかじめ指定された略記号等の電話による伝達とするが災害対策本部を設置した場合の関係各班への連絡は、総務・広報班で受報した用紙を配付する方法によるものとする。

第5 災害情報報告の要領

(1) 総括

この要領は町内に被害が発生し、又はそのおそれがある場合に、その状況を速やかに対策本部に報告すること等の必要な事項を定めるものとする。

(2) 報告の内容

- ア 被害の概要
- イ 避難指示の状況
- ウ 消防活動の状況
- エ 応援要請状況
- オ 要員及び職員派遣状況
- カ 応急処置の概要
- キ 救助活動の状況

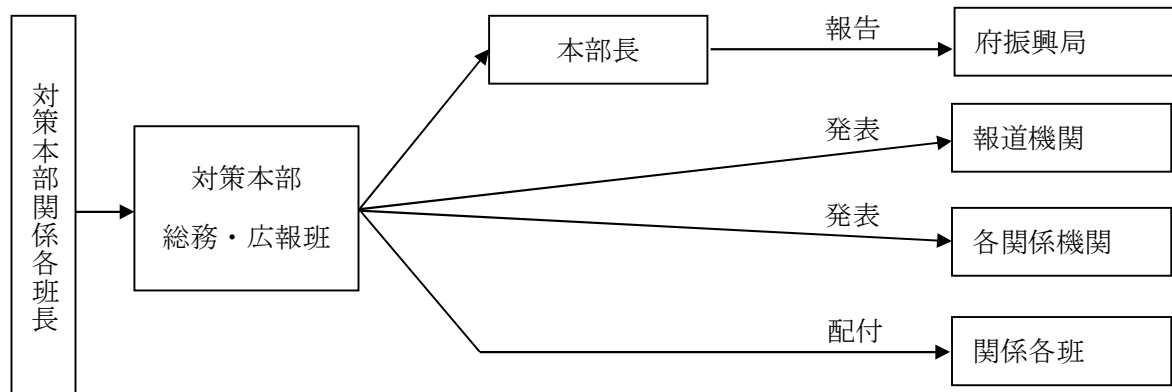
- ク 要望事項
- ケ その他の状況

(3) 報告の概要

(2)に掲げる事項が発生次第、そのつど「災害状況即報」(資料編38頁参照)により報告すること。

(4) 報告の処理概要

- ア 関係各班長は、対策本部総務・広報班を経由して本部長に報告すること。
- イ アの報告に基づき対策本部は、次の要領により報告を処理すること。



(5) 報告上の注意事項

速報にあたっては、当該様式の記載事項について要領よく、かつ明確に報告し、受信員の復唱を待って通信を終わる。

第6 被害状況報告の要領

(1) 総括

この要領は、町内に被害が発生したとき、又はそのおそれがある場合に、各班長がその状況を速やかに対策本部に報告するとともに、引き続き被害が確定するまで報告すること等の必要な事項を定めるものとする。

(2) 報告の種類

- ア 災害概況即報
- イ 被害状況報告
- ウ 被害確定報告

(3) 報告の内容と時期

ア 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を主とすることが望ましく、「災害概況即報」(資料編39頁参照)により行うものとする。

イ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次「被害状況報告」(資料編40～41頁参照)により報告すること。

ウ 被害確定報告

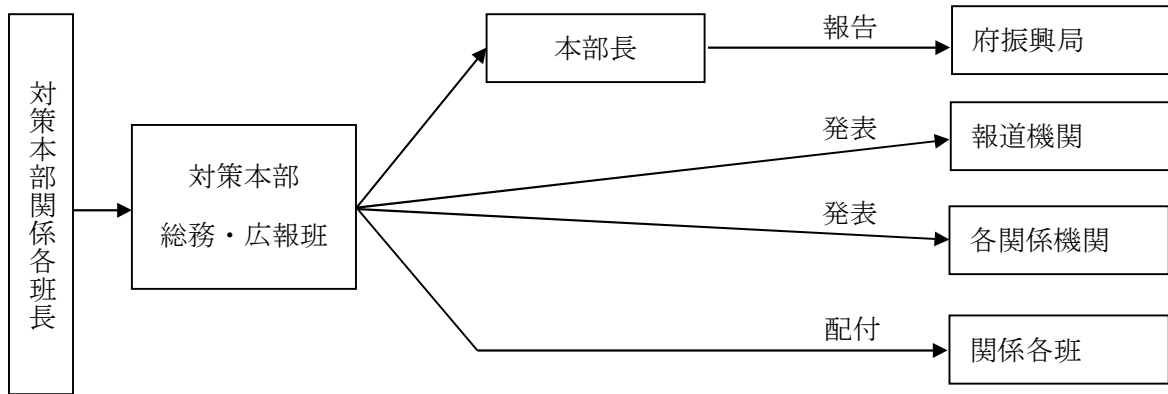
被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後の報告は、「被害状況報告」(資料編40～41頁参照)により最終の報告をすること。ただし、総務・広報班が必要と認める場合は、その指示に従って報告すること。

(4) 報告の処理概要

ア 関係各班長は、総務・広報班を経由して本部長に報告すること。

イ アの報告に基づき、対策本部は次の要領により報告を処理すること。

ただし、町の被害が甚大で町において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため町が単独ではできないときは、京都府山城広域災害対策支部等に応援を求め行うものとする。(資料編69頁「被災市町村長からの災害情報等の伝達系統」参照)



(5) 報告上の注意事項

ア 速報にあたっては、当該様式の記載事項の符号を順に追い要領よくかつ明確に報告し、受信者の復唱を待って通信を終わること。

イ 被害状況報告の単位については、誤りのないよう充分留意すること。

ウ 被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告すること。

第7 公共施設等の災害情報の収集・報告責任者

公共施設等に関する災害時の情報収集及び被害報告を迅速・的確に処理するため、次のとおり情報の収集・報告責任者を置く。

各部等の報告責任者は、文書、電話、口頭、無線その他迅速な方法により、総務部長に報告するものとする。

総務部長は、各部等の報告責任者からの報告内容を取りまとめのうえ、直ちに本部長へ報告するものとする。(資料編106頁「公共施設等の災害情報収集・報告責任者等一覧表」参照)

(1) 本部長への報告責任者

総務部長

(2) 各部等の報告責任者

総務部（総務課長）

民生部（福祉課長）

都市整備部（建設課長）

教育委員会（学校教育課長）

消防本部（総務課長）

第6節 通信運用計画

第1 計画の方針

地震災害に対し、迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するため、町の保有する通信連絡手段を最大限に活用し、早期に町内の被害状況等の各種の情報を収集・伝達するとともに、住民の心理的動揺による混乱を防止するため、報道機関に協力を求め積極的な活動を展開する。

第2 通信連絡手段の確保及び活用

各種情報の迅速かつ的確な収集・伝達を図るため、現有の通信連絡手段を分類整理し、それぞれの手段について、その確保及び活用方法を定める。

1 通信連絡手段一覧

(1) 有線電話

- 普通加入電話
- 重要加入電話（災害時優先電話）

(2) 無線電話

- 携帯電話
- 京都府衛星通信系防災情報システム
- 久御山町防災行政無線
- 消防無線

(3) 公共放送（テレビ、ラジオ）の利用

(4) 非常・緊急電報の利用

(5) 情報連絡員（伝令）

(6) その他

2 通信連絡手段の確保及び活用

(1) 有線電話

ア 重要加入電話（災害時優先電話）の指定

(ア) 定義

重要加入電話は、電話回線が異常に輻輳した場合においても、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）が行う発信規制の対象とされない加入電話である。

(イ) 指定の要請

各部課等の長は、重要加入電話の指定を受ける必要のある加入電話（ファクシミリを含む。）について、あらかじめ総務課と協議するものとする。

総務課は、各部課等の長から前記指定の協議があり必要と認めた場合は、NTT西日本に対し、指定の要請を行わなければならない。

イ ファクシミリ

各課等に配備されているファクシミリは、災害に対し、迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するために緊急に必要とする場合は、災害対策本部の統制により運用する。

ウ 災害対策用電話等番号簿の作成

各部課等の長は、災害時における普通加入電話及び重要加入電話（災害時優先電話）の通信の混乱を避けるため、あらかじめ使用する電話番号を総務課に報告しておく。総務課は、当該電話番号を取りまとめ災害対策用電話等番号簿を作成し、各部課等に周知しておく。（資料編70～74頁「災害対策用電話等番号簿」参照）

（２）無線電話

ア 町有無線電話の統制

（ア）京都府衛星通信系防災情報システム電話の統制は、総務・広報班（総務課）が行う。

（イ）久御山町防災行政無線電話の統制は、総務・広報班（総務課）が行う。

（ウ）消防無線の統制は、消防本部においてあらかじめ定めた方法により行う。

イ 無線機能の確保

無線設備及び無線電話機は、常に良好な通話状態を保つとともに、附属の非常電源設備についても、その作動状態を確認し機能維持に努める。

（３）公共放送（テレビ、ラジオ）の利用

本部長は、住民、事業所、職員、その他の関係機関に対し、地震災害に関する通知、要請、指示、広報等を伝達するに際し、緊急を要する場合及び広域的に行う必要がある場合においては、日本放送協会京都放送局及びエフエム宇治放送株式会社と放送各社に対し、伝達すべき情報の放送を依頼する。

ア 緊急放送の要請

（ア）緊急警報放送の放送を要請する場合は、京都府知事と日本放送協会京都放送局長とが締結した緊急警報放送の要請に関する覚書によるところとし、連絡責任者を定める。

（イ）緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等による放送要請の予告をした後、文書により行うものとする。ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（４）非常・緊急電報の利用

災害時における緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される非常扱い電報又は緊急扱い電報を利用する場合は、電報取扱い窓口において、非常扱い、又は緊急扱いとして申し込む。

（５）情報連絡員（伝令）の派遣

有線電話が途絶し、無線電話がない場合又は無線電話が混乱して使用できない場合は、適宜、情報連絡員（伝令）を派遣し、情報の空白状態をなくすよう努める。

（６）その他

本部長は、災害の状況により町有の無線電話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、京都府警察本部、陸上自衛隊等の無線局に非常無線通信を依頼する。

3 通信施設の応急復旧

各部課等の長は、発災後速やかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設について、NTT西日本等の協力を得て応急復旧措置を講じる。

第7節 災害広報計画

第1 計画の方針

この計画は、災害時において一般住民及び報道関係者等に対し、被害状況、応急対策及び応急復旧等に関する情報を迅速かつ的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図る。

第2 報道機関に対する発表

総務・広報班長は、広報資料をとりまとめ報道機関に発表する。

発表の内容は、おおむね次の事項とする。

- (1) 災害の種別
- (2) 発生日時及び場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急対策実施状況
- (5) 住民に対する避難指示の状況
- (6) 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

第3 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、京都府山城広域災害対策支部その他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

第4 一般住民への広報要領

災害及び対策の状況又は一般住民に協力を要請すべき事項について、次の要領により広報する。

1 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討しこれに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、次の方法のうち最も適切な処置を講ずる。

- (1) 電話、自治会組織等を通じる方法
- (2) 広報車の派遣
- (3) ラジオ放送、テレビ放送による方法
- (4) 広報誌、ビラ、ポスター等の配布
- (5) 電子メール等による方法
- (6) コミュニティFMによる方法
- (7) 同報系防災行政無線及び登録型戸別受信システムによる方法

2 被害発生後の広報

被害の推移、避難準備及び避難指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるよう広報する。

例えば、電力、電話等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動等に重点をおき、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を「1」に掲げた方法により迅速に行う。

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震に関する情報
- イ パニック（混乱）防止の呼びかけ
- ウ 避難指示

- エ 出火防止の呼びかけ
 - オ 人命救助の協力呼びかけ
 - カ 町内被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）
 - キ 町の応急対策実施状況
 - ク その他必要な事項
- （２）災害の状況が静穏化した段階の広報
- ア 地震に関する情報
 - イ 被害情報及び応急対策実施情報
 - ウ 生活関連情報
 - （ア）電気・ガス・水道
 - （イ）食料、生活必需品等の供給状況
 - エ 通信施設の復旧状況
 - オ 道路、交通機関の状況
 - カ 医療機関の活動状況
 - キ 防災関係団体等の活動状況
 - ク その他必要な事項

第8節 被災者救出計画

第1 計画の方針

この計画は、災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出、保護について定める。

第2 被害者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

- 1 次に掲げるように身体が危険な状態にある者
 - (1) 火災時に火中にとり残された場合
 - (2) 倒壊家屋の下敷きとなった場合
 - (3) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
 - (4) 土砂又は雪により生埋になった場合
 - (5) 自動車の大事故が発生した場合
- 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にあるもの

第3 救出の方法

- 1 救出を要する状態にある者を発見したときは、直ちに町役場、警察、消防署、消防団又は自主防災組織に通報する。
- 2 救出要員は消防班員及び消防団員をもってこれにあてる。
- 3 関係機関への要請

消防班員等のみでは救出困難の場合は京都府山城広域振興局、宇治警察署、隣接市町に協力要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を要請する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第4 活動拠点の確保

町は、防災関係機関の部隊等の展開、宿営場所等の確保を図る。

第5 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、住民及び企業等の協力により、救出のための資機材を確保する。ただし、防災関係機関等が実施する場合にあっては、当該機関が確保するものとする。

第6 惨事ストレス対策の実施

救出活動を実施する防災関係機関等は、従事する者の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第7 安否不明者等の氏名公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的な情報収集を行うとともに救助活動の効率化・円滑化のため、府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。

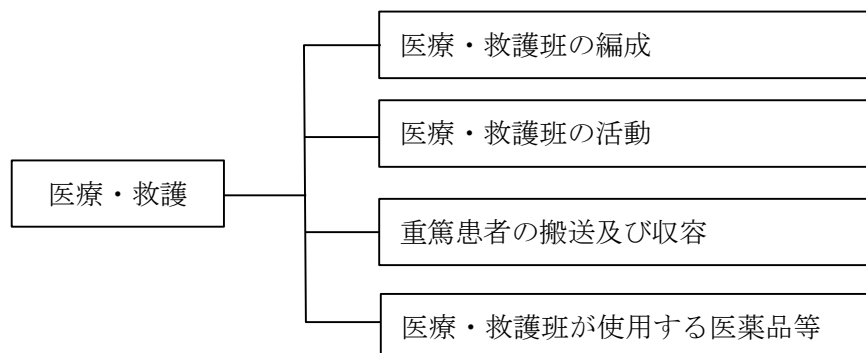
第9節 医療・救護計画

第1 計画の方針

災害時、特に震災時の場合には、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により多数の負傷者が生じることが予想される。

これら負傷者等の医療・救護は直接人命を左右するものであり、迅速な対応が要求される。

各防災機関と連絡を密にし、負傷者等の救護に万全を期するため、医療・救護班の編成及び活動、重篤患者の搬送及び収容、医薬品等について必要な事項を定める。



第2 医療・救護班の編成

災害時における医療・救護活動は、地区・救護班が実施することになっているが、災害の規模や負傷者等の発生状況に応じ、本部長は、医師会等に医療・救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

1 医師会医療・救護班

町は、必要に応じ「災害医療救護活動に関する協定」（資料編34～36頁参照）に基づき、医療・救護班の編成及び派遣を要請する。

2 京都府医療・救護班

本部長は、医療・救護に関して必要と認めたときは、京都府知事に対し、医療・救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

第3 医療・救護班の活動

1 町医療・救護班

町医療・救護班は、町内避難場所、広域避難場所又はその他必要と認めた場所において活動する。

2 医師会医療・救護班

災害が発生し、本部長から医療・救護活動の要請があった場合、宇治久世医師会長等は、直ちに医療・救護班を指定の地域に派遣し、医療・救護活動を実施する。

ただし、医療・救護班を出動させるいとまがないなど、やむを得ない事情があるときは、医院等において医療・救護活動ができるものとする。

3 医療・救護班の活動内容

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

- (3) 転送困難な患者及び避難場所、広域避難場所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 助産（分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料の支給）
- (5) 死亡の確認

第4 重篤患者の搬送及び収容

1 搬送体制

原則として、次の体制により行う。

- (1) 被災現場から避難場所、広域避難場所等までは、地区・救護班とする。
- (2) 避難場所、広域避難場所等から医療機関までは、消防班とする。

2 搬送方法

重篤患者の医療機関等への搬送は、原則として次の方法により行う。

- (1) 消防班に配車・搬送を要請する。
- (2) 公用車又は医療・救護班の使用している自動車により搬送する。
- (3) 町職員等により担架で搬送する。

3 消防班による救急救助

消防班は、大規模火災その他災害により、多数の負傷者が発生したときは、全力をあげて救出・救急等救助業務を実施する。

第5 医療・救護班が使用する医薬品等

医療・救護班が使用する医薬品等は、町や宇治久世医師会の備蓄する医薬品を優先的に使用するものとし、不足するときは、町内薬局等に供給を要請・調達するものとし、それでもなお不足する場合は、京都府に対し要請する。

(1) 医薬品等の輸送

備蓄医薬品の輸送は、原則として地区・救護班が行う。

(2) 血液の供給

医療助産救護活動に際して血液が必要な場合には、本部長は京都府知事に要請する。

京都府は、日本赤十字社京都府支部と連絡を密にし、血液の供給を依頼する。

第6 その他

- (1) 避難場所、広域避難場所等における医療費は無料とする。
- (2) 医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

第10節 消防活動計画

第1 計画の方針

地震発生時における消防活動を円滑に行い、災害による被害を軽減するための応急活動について定める。

第2 応急活動

地震災害発生時の応急活動は、次のとおりとする。

1 消火活動

地震災害は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは二次的に発生する火災である。

したがって、地震発生時における警防活動は、人命の安全確保を図るための消火活動を優先し、総力をあげて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地に続発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

2 人命の救助、救急活動

地震発生時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車等車両の衝突、危険物の漏洩などが複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予測されることから、必要に応じ人員及び資機材を活用して、人命救助救急活動を実施し人命の安全確保に努めるものとする。

また、火災が多発している場合は、火災を制圧しつつ増強隊等の投入により、次の原則に基づき救助・救急体制を確保する。

- (1) 重症者優先の原則
- (2) 幼児、高齢者及び障害者優先の原則
- (3) 火災現場付近優先の原則
- (4) 大量人命危険対象物優先の原則

3 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ることが重要な任務となる。

特に、避難場所、空地、広場等には、多数の住民が殺到し混乱を極める事態も予想されるので、これらの避難援護の防御活動に努める。

第3 初動措置

地震が発生し被害が予測される場合、次の初動措置をとる。

- 1 緊急時体制の招集発令及び確立
- 2 消防無線電話等通信施設の確保
- 3 消防団との連絡体制の確保
- 4 救急病院等の収容状況把握
- 5 各地域の被害状況の収集及び報告
- 6 防災関係機関との情報伝達及び交換
- 7 消防水利の点検及び確保
- 8 部隊編成及び活動資機材の確保
- 9 応援体制の検討
- 10 その他必要と認められる措置

第4 避難対策活動

火災が広大な地域にわたり延焼拡大した場合及び爆発性物質、大量危険物貯蔵施設等に火災が発生した場合並びに毒性ガス等が流失、拡散した場合等、住民を避難させる必要があると判断したときは、災害対策本部に対し住民の避難指示を要請するとともに、伝達、避難誘導等の活動対策を図る。

なお、人命の危険が著しく切迫しているときは、現場活動の消防隊等により直接避難の指示を行う。

第5 情報の収集、伝達及び広報

地震発生に伴い生じた火災、建築物の倒壊及び救助等の状況については、あらゆる手段により情報を収集、伝達するとともに、住民の混乱を防止するため広報活動を実施する。

第6 消防団活動計画

地震災害発生時に、消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、地震火災の様相に応じた有効な活動を実施して、地域住民の生命、身体の安全を確保する。

1 活動体制

地震による災害が発生した場合は、消防団の全機能をあげて、早期に活動体制を確立し、事前計画に基づく効率的活動ができるよう努めるものとする。

消防団員は、京都府南部に震度4以上の地震が発生し、緊急の動員・配備体制が発令された場合は、事前計画に定める任務分担に基づき、早期にその体制を確立し、活動に移行する。（資料編87～93頁「久御山町消防団地震災害活動要領」参照）

2 災害応急活動

消防団の災害応急活動は、次のとおりとする。

（1）部隊編成

消防団の部隊編成は、地域に密着した活動を図るため、消火部隊、救出・救護部隊等を計画編成するとともに、連絡体制保持のため、部隊の活動の拠点等についても明確にする。

（2）活動内容

ア 地震災害発生時には、同時多発の火災が予測されるので、分散した消火活動が余儀なくされることから、各隊と密接な連絡体制を確保し、拡大防止に努めるとともに、地域活動の消火部隊の支援に努める。

イ 家屋の倒壊、障害物の落下、自動車等車両の衝突等、複合した災害からの救出、救護に努める。

ウ 住民への緊急避難指示にかかる誘導を担当する。

エ 連絡体制の保持、的確な情報の収集と報告に努める。

第7 相互応援協定等

本部長は、消防組織法第39条に基づき、大災害及び特殊災害を広域的に処理するため、「京都府広域消防相互応援協定書」（資料編28～31頁参照）及び非常事態における市町村相互間の災害防御の措置に関する応援協定により、必要があるときは、他の市町村に対し応援を要請するものとする。

第8 火災等の情報及び報告

火災等の災害が発生した場合において、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づく災害即報により報告する。（資料編124頁～145頁「火災・災害等即報要領」参照）

第 11 節 災害救助法の適用計画

第 1 計画の方針

災害により被害を受けた住民を救済するため、速やかに災害救助法の適用を受けることができるよう必要な措置を定める。

第 2 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号の規定による。

知事が久御山町に災害救助法に基づく救援を行う場合の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 町内の滅失世帯数が、50 世帯以上であること。
- (2) 京都府の区域内の住家のうち、滅失した世帯数が、2,000 世帯以上であって本町の区域内の滅失世帯数が、25 世帯以上であること。
- (3) 京都府の区域内で住家の滅失した世帯数が 9,000 世帯以上であって、本町の区域内の滅失世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合でかつ多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。

2 被害程度の認定基準

被害程度の認定基準は、「被害程度の認定基準」（資料編 75～77 頁参照）のとおりである。

第 3 滅失世帯の算定基準等

1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

半壊等については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項の規定により以下のとおりみなし換算を行う。

滅失住家 1 世帯	住家被害状況	算定根拠
	全壊（全焼・流失）	1 世帯
	半壊（半焼）	2 世帯
	床上浸水	3 世帯

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定は、おおむね次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもの。
住家の半壊半焼等	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水土砂の堆積等	上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

(注) 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

2 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第4 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

町内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合は、本部長（町長）は、直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、文書にて要請する。

なお、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請することができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (5) その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長（町長）は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。

その後の措置に関しては、知事の指揮を受ける。

第5 災害救助法による救助の実施者及び内容

災害救助法による救助の実施は知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が救助を実施する。この場合において、町長は速やかに、その内容を詳細に知事に報告する。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 教科書学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

救助の実施にあたって地区・救護班は、各班に關係帳簿の作成を指示し、整理を実施する。

なお、災害救助法による救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準（早見表）」（資料編 15 頁～18 頁参照）のとおりとする。

第12節 輸送計画

第1 計画の方針

大規模震災による重傷者の搬送、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を迅速に行うため、緊急輸送の確保について必要な事項を定める。

第2 緊急輸送手段の確立

1 公用車の統制

住民の救援・救護のための手段として、緊急時に災害対策本部が一括管理し、円滑な輸送体制を確立する。

2 車両等の借り上げ

公用車等の町有の車両を利用してもなお不足が生じる場合は、京都府、防災関係団体の車両又は職員の自動車等を使用もしくは借り上げる。

3 航空機（ヘリコプター）による輸送

地上輸送が不可能と判断された場合は、直ちに京都府山城広域災害対策支部を通じて、航空機（ヘリコプター）による輸送を要請する。

4 人力による輸送

孤立予想地域に対する物資等の輸送については人力による輸送方法を定める。

第3 緊急輸送の調整

災害対策本部は、地区の被害の程度に応じ緊急輸送の調整を行うが、基本的に次の順位により行う。

第1順位 住民の生命と安全を確保するために必要な輸送

第2順位 地震災害の拡大防止のために必要な輸送

第3順位 地震災害応急対策のために必要な輸送

第4順位 その他の人員、物資の輸送

第4 輸送に係る協力要請

災害対策本部は、状況に応じ緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を迅速に行うため、次の関係機関等に協力を要請する。

(1) 近畿日本鉄道株式会社

(2) 京阪電気鉄道株式会社

(3) 京阪バス株式会社

(4) 京都京阪バス株式会社

(5) 民間運送機関（トラック協会・レンタカー会社など）

第5 緊急輸送道路の確保

災害発生時に救急、医療、消火並びに緊急物資の搬送等を迅速、的確に実施するため、関係機関と調整を図り、道路整備、災害防止などに努める。

1 第一次緊急輸送道路

・府庁と総合庁舎を連絡する道路

・他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）

- ・重要港湾舞鶴港を連絡する道路

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・第二京阪道路（京都市境～大阪府境・路線延長 10.5 k m）・京滋バイパス（大山崎 JCT～滋賀県境・路線延長 17.5 k m）・国道 1 号（京都市境～大阪府境、京都市境～大阪府境（第二京阪道路側道）
、
国道 24 号交点～国道 478 号交点（京滋バイパス側道）・路線延長 19.7 k m）・国道 24 号（京都市境～奈良県境 27.3 k m）・国道 478 号（国道 171 号交点～国道 1 号交点・路線延長 5.1 k m）・主要地方道 宇治淀線（国道 24 号交点～宇治若森線・路線延長 5.0 k m）・主要地方道 京都宇治線（京滋バイパス交点～宇治淀線交点・路線延長 1.5 k m） |
|--|

2 第二次緊急輸送道路

- ・第一次緊急輸送道路と市町村役場等、その他の防災拠点を連絡する道路。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・主要地方道 宇治淀線（国道 24 号交点～京都市境・路線延長 3.6 k m） |
|--|

第 6 緊急通行車両等の取扱い

災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要があるときは、「緊急通行車両確認申出書」（資料編48頁参照）を警察本部、宇治警察署または交通検問所に提出し、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」（資料編46頁～47頁参照）の交付を受ける。

第 13 節 応急避難計画

第 1 計画の方針

地震災害が発生した場合において、さし迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者を一時収容するため、避難指示及び避難誘導について定める。

第 2 避難の指示

1 避難指示の発令者

災害が発生した場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認められるときは、本部長は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難指示をする。

なお、災害対策基本法など関係法令により、次表のとおり避難指示を行い得るよう定められている。

発令者	災害の種類	根拠法令
町長	災害全般	災害対策基本法 第60条
水防管理者 (町長)	洪水	水防法 第29条
京都府知事又は その命を受けた 職員	洪水地すべり	災害対策基本法 第60条第5項 水防法 第29条 地すべり等防止法 第25条
警察官	災害全般	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害全般	自衛隊法 第94条

2 避難指示の基準

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- (1) 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- (2) 地震による家屋の崩壊、浸水等の危険が認められるとき。
- (3) 地すべり等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- (4) 危険物施設の崩壊等により有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
- (5) その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき。

3 避難指示の実施要領

(1) 発令の決定

ア 本部長は、避難指示の必要があると認めるときは、災害対策本部員を招集し、避難指示の可否を決定のうえ、必要な措置を指示する。

ただし、災害対策本部員を招集しているいとまがないとき等事態が急迫しているときは、直ちに決定し、避難指示の必要な措置を講ずることができる。

イ 災害対策本部員は、本部長の決定を各課、各班等に連絡し、併せて必要な措置を指示する。

ウ 本部長は、必要な場合には、京都府、京都府警察本部及び自衛隊に対し、避難指示の実施に関し協力を依頼する。

(2) 避難指示の実施

ア 本部長は、警察署、消防団、自治会等に対し、避難指示の実施に関し協力を依頼する。

イ 災害対策本部は、サイレン、広報車その他可能な方法により避難指示を行う。

ウ 災害対策本部、消防団等は、地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、各家庭への個別訪問等により避難指示の徹底を図る。

エ 災害対策本部は、テレビ・ラジオ放送により避難指示の周知を図るため、放送局に対し協力を依頼する。

オ 本部長は、町内の避難場所として利用する学校、公民館（公会堂）等の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

(3) 避難指示の報告等

ア 本部長は、避難指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、速やかに京都府知事に報告する。

イ 避難の指示を関係住民に伝達する事項は、次のとおりとし、分かりやすく簡潔な内容とする。

(ア) 避難の指示の発令者

(イ) 発令の日時

(ウ) 避難の指示の理由

(エ) 避難対象者（校区名、地区名等）

(オ) 避難先と場所名

(カ) 適切な避難行動（避難又は屋内安全確保）

(キ) 避難経路

ウ 本部長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を周知する。

第3 避難誘導

1 避難誘導は、災害対策本部が、関係機関等と連携し実施するものとする。

2 学校、社会教育・体育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童・生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

3 避難先は、下表を基準とし、安全を確認して本部長が決定する。

避難の理由・基準	避難先
・地震火災の拡大により、広範囲の住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ・危険物施設の崩壊等により有毒ガス等の危険物質が大量に流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき	広域避難場所又は 大災害避難場所
・地震による家屋の崩壊、浸水等の危険が認められるとき ・地すべり等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり付近住民に生命の危険が認められるとき ・その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき	避難場所、広域避難場所 又は大災害避難場所

第 14 節 避難場所開設・運営計画

第 1 基本方針

大規模な地震が発生した場合においては、相当規模の家屋の全半壊が予想されるほか、二次災害である火災による家屋焼失等が見込まれるので、それらの被災者を中心に避難場所が必要となる。

本部長は、地震災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を一時的に収容するための避難場所を必要に応じて開設するものとする。

第 2 避難場所の開設等

1 避難場所の選定

(1) 避難場所として利用できる施設は、「第 2 章第 7 節避難計画」の避難場所とする。

ただし、その他の避難場所を必要とするときは、既存建物から選定する。既存建物を利用することができない場合は、野外に仮設するものとする。

(2) 災害の様相が深刻で町内で避難場所を設置することができない場合は、京都府あるいは関係市町村と協議し、隣接市町村に収容を委託し、あるいは隣接市町村の建物、土地を借り上げて避難場所を設置するものとする。

2 避難場所の設置報告及び収容状況報告

本部長が避難場所を設置した場合は、直ちに避難場所開設状況を京都府知事に報告しなければならない。この報告事項は、おおむね次のとおりであり、最も速やかな方法で報告するものとする。

- (1) 避難場所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

第 3 避難対象者

1 災害によって被害を受けた者

- (1) 住家が被害を受け居住の場所を失った者
全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け日常起居する場所を失った者
- (2) 現実に被害を受けた者
その他、現実に危険な状態に遭遇し、被害を受けた者

2 災害によって被害を受けるおそれがある者

- (1) 避難指示を受けた者
- (2) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である者

第 4 避難場所開設に伴う被災者の救援措置

避難場所に収容された被災者に対し、次の救援活動を実施する。救援活動は、迅速に実施し、必要に応じて各班の協力体制の確立及び関係機関の協力を要請するものとする。

1 給水措置

本部長は、避難場所の被災者に対し、飲料水の供給を実施する。

なお、避難場所で飲料水を供給できない場合は、速やかに上下水道班に飲料水の供給を依頼し、飲料水の確保を図るものとする。

2 給食措置

本部長は、避難場所の被災者に対し、炊出し、その他による食品の給与を実施する。
ただし、他の機関等において、必要な救済措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 給与計画

炊出し、その他による食品の給与は、災害の状況を的確に把握し、給食数、食料品の調達状況、給食の輸送方法、救援職員の状況及び地域の特性等を総合的に判断し、給与方法の選定に万全を期し決定するものとする。給与期間は、被災者の実態により決定する。

(2) 給与方法

ア 救援用応急食料品の供給

イ 食品業者からの供給

ウ 地域炊出しの実施による供給（避難場所、こども園、自治会公会堂等）

3 生活必需品の支給

本部長は、避難場所の被災者に対し、毛布等の生活必需品を給与又は貸与し、応急的な保護措置をとるものとする。

4 負傷者等に対する応急救護及び保健指導

地区・救護班は、避難場所の被災者で医療措置を必要とする者に対し、適切な応急救護措置をとるものとする。

また、避難場所の防疫並びに被災者の保健指導に努めるものとする。

第5 避難場所の管理に関する事項

避難場所を開設した場合は、管理者を指定し、迅速かつ公正をもって被災者の救援活動に努めるとともに、管理については次の措置をとるものとする。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性の在り方に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

加えて、外見では分かりにくい聴覚障害者や内部障害者に対しては、周囲の人たちから誤解を受けやすいため、配慮に努めるものとする。避難場所管理職員からの伝達によっても、相応の応答がない人に目を配り、個別にコミュニケーションを図るものとする。

(1) 被災者の秩序保持

(2) 被災者に対する災害情報の伝達

(3) 被災者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(4) 被災者に対する各種相談業務

(5) 施設の安全管理

第6 避難者健康対策

1 活動の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

2 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、町と府は保健師や栄養士等の支援チームを編成し支

援活動にあたる。

(1) 災害発生から概ね2週間

ア 自宅滞在している被災者への保健活動

- a 地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。
- b 健康維持や生活活動等に必要な保健・医療・福祉（介護）の情報を提供するとともに必要に応じた支援を行う。

イ 避難所の被災者への保健活動

- a 被災住民への健康相談により、健康状況を把握する。
- b 医療が必要な者を早期に発見し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し実施する。
- c 避難所支援関係者との連絡調整、連携、情報共有により、環境整備を図る。
- d 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の発症、重症化の予防に努める。

ウ 支援体制の企画・調整活動

- a 居宅及び避難所の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。
- b 救護所やこころのケアチーム等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
- c 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
- d 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
- e 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。

(2) 災害発生概ね2週間以降

ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。

イ 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実施する。

ウ 一時避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。

エ 通常業務を再開するための体制づくりを行う。

第7 ペット対策

1 活動の方針

「京都府災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行う。

2 避難所における飼育の原則

動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。

3 ペットの把握

避難場所管理職員は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。

(1) 飼育者の氏名と住所

(2) 動物の種類と数

(3) 動物の特徴（性別・体格・毛色 等）

4 飼育場所の指定

避難場所管理職員は、避難所における飼育場所の指定を行う。

5 物資等の情報提供

避難場所管理職員は、必要に応じ次に掲げる情報の提供を行う。

- (1) 動物用物資の配布（食料、生活必需品）
 - (2) 動物の負傷や病気に対する診断、治療
 - (3) 動物に関する相談（一時預かり、飼育相談 等）
- 6 保護施設等への受入調整

避難場所管理職員は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

第15節 食料供給計画

第1 計画の方針

大地震の発生によって、食料の配給、販売機構が一時的にまひ混乱をきたすため、日常の食料を確保できぬ被災者に速やかに配給できるよう、平常時から必要な食料を確保するほか、緊急に調達し得る措置について定める。

また、地域の実情を考慮するとともに、男女、性的マイノリティなど多様な性の在り方や要配慮者、また外国人等のニーズの違いに配慮する。

第2 事前処置

災害の発生が予想される場合、町長は、管内の米穀販売事業者等の手持数量を調査のうえ、京都府山城広域振興局長に報告する。調整した数量が応急配給を実施する場合、最小限度（1～2日分）にも満たないと判断したときは、速やかに米穀販売事業者等及び保有米のある農家（とう精機のある者及び地区の責任者等）に対し、とう精を依頼し精米の確保に努める。

第3 災害時の応急配給の対象

1 応急配給の対象

- （1）被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- （2）被災により配給機関が、通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給する場合
- （3）災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

第4 応急配給の品目及び数量

1 配給品目

原則として、米穀とするが消費の実情等によっては、乾パン及び麦製品とする。

2 配給数量

次の1人当たりの配給量に知事が必要と認める需給者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。

（1）第3の1の（1）の場合

1食当たり精米換算200グラムの範囲内で知事が必要と定める数量

（2）第3の1の（2）の場合

1食当たり精米400グラム

（3）第3の1の（3）の場合

1食当たり精米換算300グラムの範囲内で知事が必要と定める数量

3 本部長（町長）が2の配給量に加配の必要を認めたときは、知事に申請し乾パン及び麦製品を加配することができる。

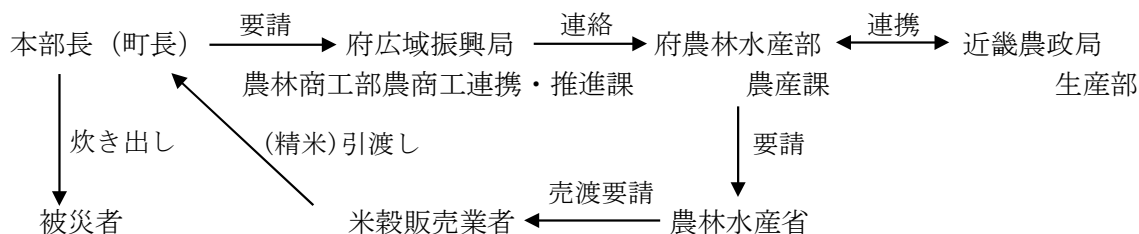
4 乾パン及び麦製品の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

第5 米穀等の調達

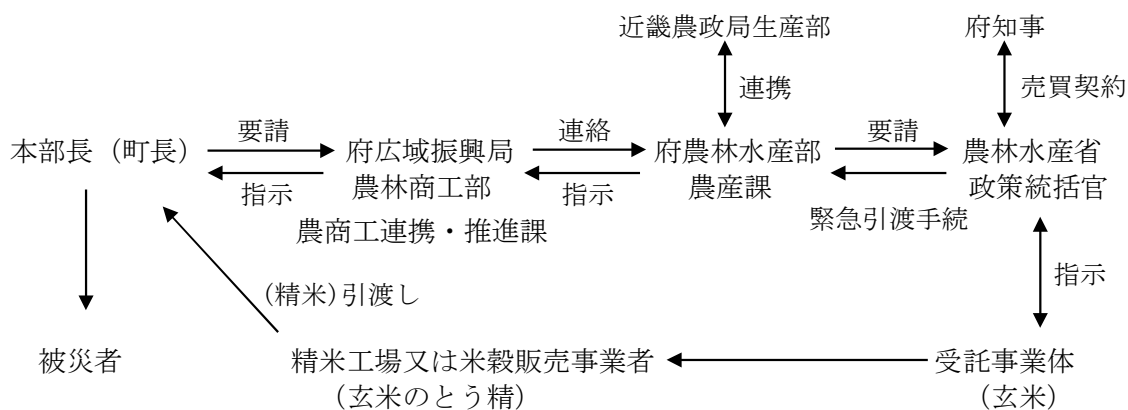
1 米穀の調達

本部長（町長）は、町内の米穀販売事業者等から調達するものとする。ただし、町内での調達が困難な場合にあっては、京都府山城広域振興局長を経由して、京都府知事に要請し、米穀販売事業者等又は政府から調達するものとする。

（1）販売事業者からの調達等系統



（2）政府所有米穀の調達等系統



2 乾パンの調達

本部長（町長）は、町内の小売業者から調達するものとする。

ただし、町内での調達が困難な場合にあっては、京都府山城広域振興局長を経由して、京都府知事に対して提供を要請するものとする。

第6 応急配給を行う期間

災害の発生した日から7日以内とする。ただし、本部長（町長）が災害の事情によりその期間を延長する必要を認めたときは、京都府山城広域振興局長と協議する。

第7 炊き出しの実施

1 実施責任者等

被災者等に対する炊き出しは調達班があたり、炊き出し施設別に現場責任者を定める。現場責任者は、炊き出しの状況及び配分の状況を逐一調達班に報告し、調達班はこれを町対策本部長に連絡のうえ京都府山城広域振興局長に報告する。

2 炊き出し施設設備の状況

炊き出し予定施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地	設備内容					炊飯能力		電話番号
		釜の容量 (リットル)	数量 (基)	水源	火力源	餅箱 (個)	容量 (リットル)	人員 (人)	
御牧小学校	相島 曾根19番地	90 110	1 2	上水	L P ガス	8	310	1,550	(075) 631-2275
みまきこども園	相島 曾根東10番地	55 36	1 1	上水	L P ガス	17	91	455	(075) 631-4531
佐山小学校	佐古 内屋敷56番地	110 90	1 3	上水	L P ガス	17	380	1,900	(0774) 43-1717
さやまこども園	佐古 田中2番地	55 90	1 2	上水	都市 ガス	49	235	1,175	(0774) 43-8644
東角小学校	佐古 東角12番地	110 90	1 4	上水	都市 ガス	18	470	2,350	(0774) 43-8645
とうずみこども園	佐古清水 96 番地 2	55	1	上水	都市 ガス	15 (パ ンシェリ)	55	275	(0774) 44-4966
久御山中学 校	坊之池高河 原 7 番地	190	3	上水	L P ガス	60	570	2850	(075) 631-7207

3 協力機関等

炊き出しに際しては当該施設の調理員（委託を含む）がこれにあたり、必要に応じて婦人会及びボランティア、一般住民の協力を得て実施する。

4 炊き出しの食品衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食品の衛生については、十分注意し消毒液その他必要な薬品を炊き出し施設別に備える。

また、炊き出しによる食事提供時には「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき衛生管理を行う。

5 副食、調味料の調達

副食、調味料については、可能な限り販売業者から購入するものとし、不能な場合は、京都府山城広域災害対策支部長に調達あっ旋を要請する。

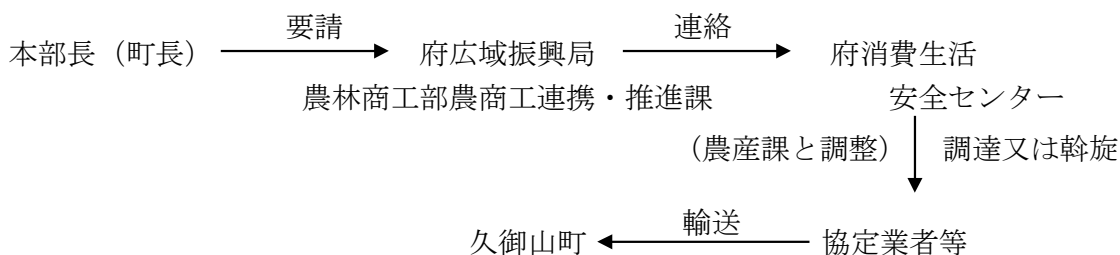
第8 米穀販売事業者

町内の米穀販売事業者等については、米穀取扱事業者の「登録制」から「届出制」に変更されたことに伴い、産業班で適切に把握するものとする。

第9 その他食料品の調達体制

被災者に対するその他食料品の供給について、被災者自ら調達できない場合においては、本町の備蓄物資を活用し、なお不足する場合又は備蓄物資以外の食料を必要とする場合には、次により調達を行う。

（1）国、府等からの救助物資による調達



- (2) 久御山町商工会及びその他民間等からの救助物資（災害時における食糧物資の供給協力に関する協定書の締結）による調達

第 16 節 給水計画

第 1 計画の方針

- (1) 大震災時に水道管が破裂し、飲料水が供給されないときを予測し、1 人 1 日当たり最低必要量（3 リットル）の飲料水を確保するものとする。
- (2) 災害時の応急給水は、上下水道班が次のとおり行う。
 - ア 給水拠点となる避難場所への飲料水の車両輸送
 - イ 仮設給水所の設置
 - ウ 飲料水袋等の配給
- (3) 給水は、本計画及び京都府地域防災計画 震災対策計画編に従い行う。
- (4) 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。

第 2 事前措置

災害発生時に備え次の事項について、あらかじめその体制をつくる。

- (1) 隣接市町に対し応急給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等について事前に協議する。
- (2) 気象情報に際し災害が予想されるときは、配水池を調整し、各家庭における用水の確保等の対策をたてる。
- (3) 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
- (4) 停電時に備え予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者に熟知させる。
- (5) 応援職員又は日本水道協会京都府支部、久御山町上下水道業者組合等の応援対策をたてる。
- (6) タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。
- (7) 飲料水の消毒薬品（晒粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所もよく検討する。
- (8) 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるようできる限り多く備える。

第 3 飲料水の確保等

震災時の飲料水の確保等については、次のとおり供給体制を整備する。

- (1) 備蓄飲料水による給水
- (2) 既存の井戸等の活用
- (3) 「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」（資料編 32 頁～33 頁参照）による応急給水
- (4) 民間との飲料水供給協定の検討

第 4 飲料水の供給方法

- (1) 給水に際しては、その場所、時間帯等について被災地の住民に周知する。
- (2) 災害の規模により 1 戸当たりの給水量を制限し、できるだけ多くの住民に公平に配給する。

- (3) 給水タンク等を利用し、給水箇所において飲料水を配給する。

第5 給水の拠点となる避難場所

給水の拠点となる避難場所は、「第2章第7節避難計画」の避難場所とする。

第6 水道施設の応急復旧

- (1) 震災時には、被害状況に即した緊急適切な判断のもとに、配水調整を行い、断水区域の縮小を図りながら応急復旧を実施する。

なお、給水の際に必ず消毒の強化を実行し、残留塩素の確認を行う。

- (2) 応急復旧は、まず取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、次いで浄水場から主要給水所に至る送・配水幹線の復旧並びに避難場所などの給水拠点に至る管路の復旧を最優先とする。

また、状況により、久御山町上下水道業者組合、久御山町建設業協会及び日本水道協会京都府支部の会員等の応援を得ながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

- (3) 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

応急給水の目標水量等

地震発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用途
3日まで	3ℓ／人・日	概ね 1,000m以内	生命維持に最小限必要 (飲料等)
4～10日	20ℓ／人・日	概ね 250m以内	日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面等)
11～21日	100ℓ／人・日	概ね 100m以内	数日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等)
22～28日	被災前給水量 (約 250ℓ)	概ね 10m以内	ほぼ通常の生活 (若干の制約はある)

第 17 節 防疫・保健衛生計画

第 1 計画の方針

地震災害が発生した場合において、感染症のまん延を防止し、食品等の衛生を確保するため、次により防疫・保健衛生対策を実施する。

第 2 防疫活動

1 防疫班の設置

町は、山城北保健所と協力し、必要に応じ、防疫班を設置する。

2 防疫活動の実施

- (1) 京都府は、被災地、避難場所等において、疫病調査の結果必要がある場合は、感染症予防法の規定による健康診断を行う。
- (2) 町は、実情に応じ被災地の検病調査を京都府山城北保健所に要請する。
- (3) 町は、山城北保健所と協力して、感染症患者等が発生し又は発生のおそれのある地域に対し、重点的に消毒及びそ族・昆虫等の駆除を実施する。

3 備蓄資材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

第 3 食品衛生監視

1 食品衛生監視班の設置

町は、山城北保健所と協力し、必要に応じ、食品衛生監視班を設置する。

2 食品衛生監視の実施

町は、次のとおり食品衛生監視を実施する。

- (1) 京都府と協力し、被災食品等の検査、被災不良食品の排除指導を実施する。
- (2) 臨時給食施設及びその他関連の食品取扱い施設の監視・指導を京都府へ要請する。
- (3) 被災地の一般家庭に対して、台所の清掃及び消毒、食品の購入保存等について、衛生管理上の各種情報提供を行う。
- (4) 炊き出しによる食事提供時及び孤立集落への支援物資搬送時における食品衛生の確保を図る。
- (5) 市町村の対策本部に対し、避難所等の食品の衛生管理について注意喚起する。
- (6) 必要に応じて、避難所管理者及び調理実務者等に対し、避難所の食品の衛生管理について啓発指導する。
- (7) 必要に応じて、炊き出し実施者及び支援物資搬送者に対し、炊き出し時及び支援物資搬送時における衛生管理について啓発指導する。
- (8) 万が一、食中毒疑い事案が発生した場合は、「府健康危機管理マニュアル」に従い速やかに対応するとともに、再発防止について指導する。
- (9) 関係団体の協力を得て、避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発する。
- (10) 病院等避難者が一時滞在する施設についても、上記に準じる。

第 18 節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋葬計画

第 1 計画の方針

大規模震災による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬について、京都府、警察署、自衛隊等に協力を要請し、適切な対応を図る。

第 2 行方不明者及び遺体の搜索

1 行方不明者

- (1) 行方不明者の届出の受理は、地区・救護班において行う。受理する場合は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し記録するものとする。
- (2) 行方不明者の搜索は、地区・救護班、消防本部及び警察署が協力し、搜索班を編成し実施する。
- (3) 本部長は、行方不明者の搜索について、必要に応じ消防団及び自治会組織等に協力を要請することとし、この場合は、臨時に現地搜索班を組織する。

2 遺体

- (1) 遺体の搜索は、災害により行方不明者になった者のうち、災害の規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の搜索を行うものとする。
- (2) 災害対策本部は、防災関係機関及び地元自治会等の協力並びに搜索に必要な車両、機械器具等の借り上げ等可能な限りの手段を講じ、遺体の搜索活動を実施するものとする。

第 3 遺体の処理及び収容

1 検視・検案の実施

- (1) 検視については、現地で警察により行われるので、あらかじめ医師会、医療機関等と調整の上、検案医師を指定し実施するものとする。
- (2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を併せて行い検案書を作成するものとする。

2 遺体の輸送

検視・検案の終えた遺体は、町が指定する遺体の安置所に輸送するものとする。

3 遺体の収容、安置

(1) 身元確認

町は、身元不明者について、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

(2) 安置所の開設

町は、寺院、公共施設又は公園等遺体収容に適当な場所を選定し、遺体の安置所を開設するものとする。

安置所の開設にあたっては、納棺用品等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、テント等によりこれを開設するものとする。

- (3) 遺体の移動については、身元不明とならないよう対策を講じるとともに、遺族の問い合わせに対応できるように努める。

第4 遺体の埋葬・火葬

遺体について、遺族等の引き取りがない場合、又は遺族等が埋葬・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として埋葬・火葬を実施する。

なお、埋葬等については、墓地、埋葬等に関する法律に基づき実施するものとし、「遺体処理票」及び「埋葬・火葬台帳」（資料編43～44頁参照）を作成するものとする。

第5 遺族に対する配慮

遺体の処理、検案、遺族への遺体の引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮する。

第 19 節 災害警備計画

第 1 計画の方針

震災時には、さまざまな社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測される。このため、住民の生命の安全確保、各種犯罪の取締り、交通秩序の維持等について対策を講じる。

第 2 警備活動

1 緊急事態対策本部の設置

大地震により災害が発生した場合、宇治警察署は緊急事態対策本部を設置して次の警備活動にあたる。

- (1) 被災地及び避難場所等の警戒
- (2) 各種犯罪の予防及び取締り
- (3) 被災地における警備に関する実態把握と情報提供
- (4) 災害発生直後の交通秩序回復のための応急措置
- (5) その他公共の安全と秩序を維持するための応急措置

2 自治会、関係団体等との協力

- (1) 町は、宇治・久御山防犯推進委員連絡協議会等と連携し、被災地の安全と秩序を維持するための応急措置を検討する。
- (2) 災害の発生により、自治会や自主防災組織による自警団が組織された場合は、自警団の防犯活動に対し特段の支援等を行う。

3 広報活動

- (1) テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、防犯に関する情報の広報活動を要請する。
- (2) 住民に対して、防犯に対する情報提供を実施し、住民の生命の安全、各種犯罪の取締りに努める。

第 3 交通規制

1 交通規制の要請

災害時の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両の通行を確保するために次のような交通規制を宇治警察署に要請していく。

- (1) 被災地周辺では、全車両を一旦停止させ避難路の確保を図る。
- (2) 被災地周辺の主要幹線道路への一般車両の進入を制限し、緊急車両がスムーズに応急対応できるようにする。
- (3) 主要道路では、各車両を道路の左側に駐車させ、避難者が道路を安全に歩行できるよう配慮する。
- (4) 被災地の車両の混雑状況等により、一部一方通行方式や通行制限を要請する。

2 広報活動

- (1) テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、被災地の交通情報、交通規制の情報、車の利用抑制協力など要請する。
- (2) 住民に対して、交通情報、交通規制等の広報活動を実施し情報提供に努める。

第 20 節 公共施設等の応急対策計画

第 1 計画の方針

災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重要な、あるいは影響の大きい公共施設等の速やかな機能回復及び復旧を図るための計画を定める。

第 2 公共建築物の応急

震災時において、医療救護や避難施設として防災活動の拠点となる公共建築物については、その本来の機能を維持するとともに、施設入所者の生命身体の安全確保を図るため次の対策を講じる。

- (1) 各種公共建築物の被害状況を把握する。
- (2) 各種公共建築物の被害状況に応じ復旧方法を検討する。復旧作業は、町有施設のうち応急対策の有効性、地域特性等を考慮し、特に防災上重要と思われる建築物を優先して実施するものとする。
- (3) 公共建築物の復旧作業が長期にわたると予想される場合は、仮設の施設の建築等を検討する。

第 3 公共土木施設等の応急

1 道路・河川施設

- (1) 町は、管内の道路・河川施設の被害状況を調査し、直ちに京都府等関係機関に報告する。
- (2) 被害状況に応じ復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。
- (3) 道路・河川施設の損壊は、放置すると二次災害のおそれがあるので、車両、歩行者等の安全を確保する。

2 上下水道施設

- (1) 町は、管内の上下水道施設の被害状況を調査し、京都府等関係機関へ報告する。
- (2) 被害状況に応じ復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。
- (3) 復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、京都府地域防災計画 震災対策計画編に基づいて、災害時の的確な対応を図る。

3 放送施設

放送施設は、災害時における情報伝達上重要な役割を果たすものであることから、町は、日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、エフエム宇治放送株式会社の災害対策規定に定める復旧対策に協力するものとする。

第 21 節 地震被災建築物応急危険度判定計画

第 1 計画の方針

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、地震被災建築物応急危険度判定を実施する。

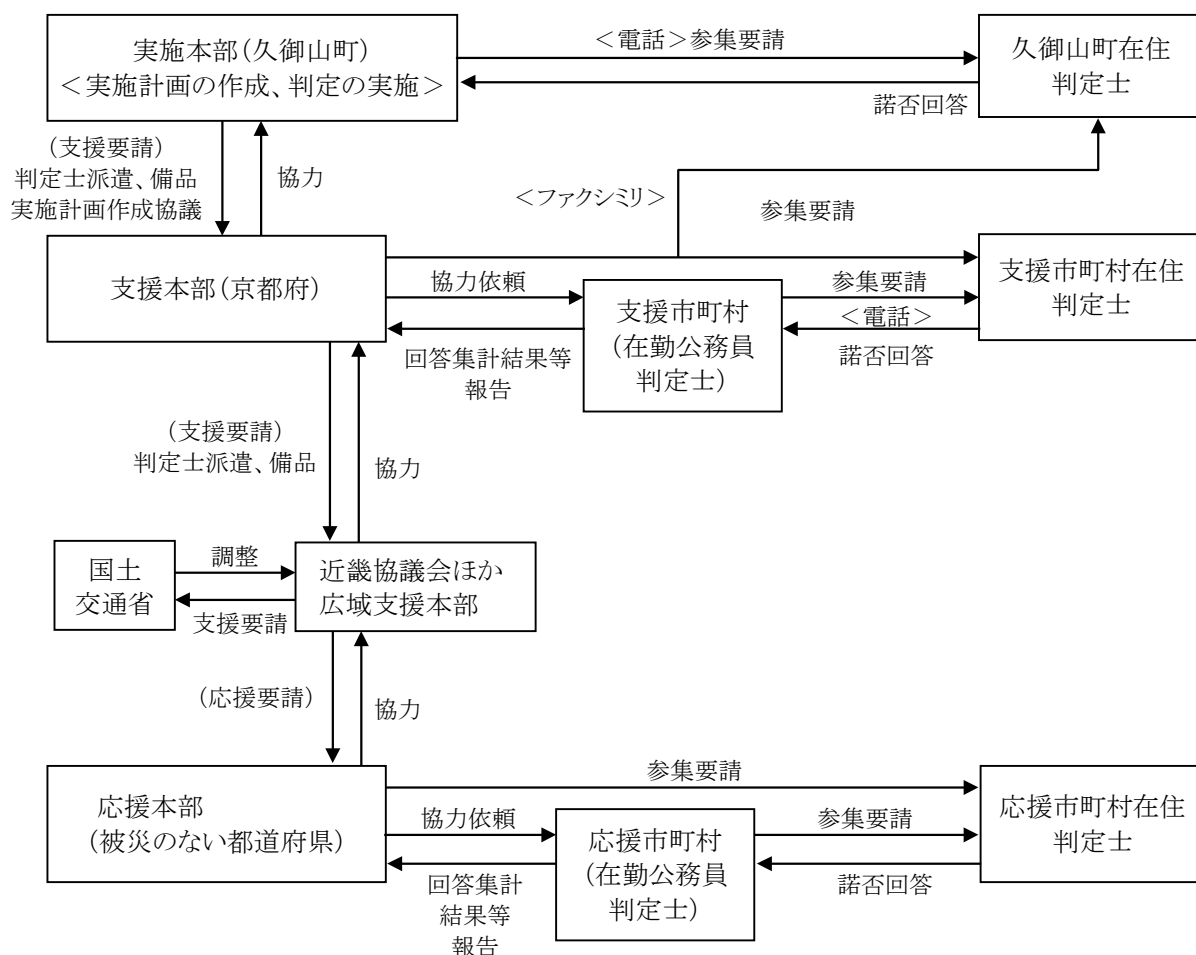
第 2 応急対策

1 判定の実施

都市整備部建設課は、町域の建築物の被害状況により、京都府に地震被災建築物応急危険度判定士の支援を要請するとともに、町在住の地震被災建築物応急危険度判定士に参加要請等の連絡を行い、早急に判定を実施する。

2 連絡体制

判定士への連絡体制は以下のとおりである。



第 3 住民への広報

実施本部は、被災地の住民に対して、被災建築物応急危険度判定の実施を広報することにより、住民の理解を得るとともに円滑な判定を図るものとする。

第 22 節 被災宅地危険度判定計画

第 1 計画の方針

地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を実施する。

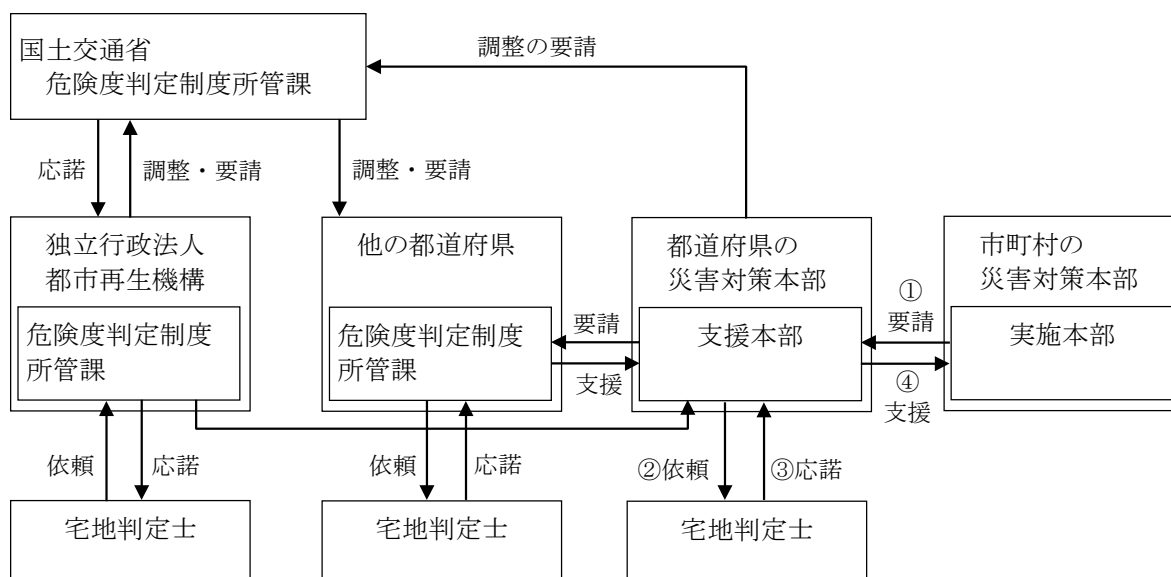
第 2 応急対策

1 判定の実施

都市整備部建設課は、町域の宅地の被害状況により、京都府の支援本部（京都府建設交通部建築指導課）に対し支援要請を実施し、国土交通省や他の都道府県とともに、被災宅地危険度判定制度による判定を、早急に実施する。

2 危険度判定実施体制

判定士への連絡体制は以下のとおりである。



第 23 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 計画の方針

地震発生時に起こり得る危険物石油類、高圧ガス等の災害に対して、発災した場合に被害を最小限に止めるために、応急的な保安措置を講じる必要があり、直ちに施設関係者及び関係機関により適切な応急措置が図れるよう努める。

第 2 石油類等危険物保管施設の応急措置

1 施設の所有者、管理者又は占有者の措置

- (1) 震災において火災等が発生した場合は、直ちに消防機関及び警察、防災機関等に通報するとともに、初期消火を実施し、必要に応じ従業員及び周辺地域住民を避難させる等の措置をとる。
- (2) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の応急点検と出火等の防止措置をとる。
- (3) 危険物の流出、漏洩等が、拡大・拡散のおそれがある場合は、直ちに流出防止等の措置をとる。

2 本部長（町長）の措置

本部長（町長）は、施設の所有者、管理者又は占有者及び住民から、危険物の流出、爆発又は火災のおそれの通報を受けたときは、施設の所有者、管理者又は占有者に対して危険防止のための措置を指示し又は自らその措置を講じ、必要に応じ警戒区域の設定を行う。

第 3 高圧ガス保管施設応急措置

1 施設の所有者、管理者又は占有者の措置

震災において被害等が発生するおそれがある場合は、直ちに消防機関及び警察、防災機関等に通報するとともに、従業員及び周辺地域住民を避難させる等の措置をとる。

2 本部長（町長）の措置

- (1) 施設の所有者、管理者又は占有者及び住民から、爆発又は火災のおそれの通報を受けたときは施設の所有者、管理者又は占有者に対して、危険防止のための措置を指示し又は自らその措置を講じ、必要に応じ危険区域、立入禁止区域の設定と避難誘導を行う。
- (2) 必要に応じ京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所への出動を要請する。
- (3) 付近住民等に、消火等の状況、漏洩の状況等の広報活動を行う。

第 4 その他の危険物質の応急措置

本部長（町長）は、毒・劇物、火薬類、放射線等に対する応急措置について、早期の状況把握と災害の防止、軽減に努め、防災関係機関と協力して必要な措置を講ずるものとする。

第 24 節 住宅応急対策計画

第 1 計画の方針

大規模震災により、住宅を失い又は倒壊等により居住できなくなった住民に対し、長期避難生活が可能な施設での収容能力を超える場合に、住宅の提供等の必要な措置を講じる。

第 2 家屋等の被害調査等

調査班は、町内の被災建築物を調査し、災害対策本部へ報告する。災害対策本部は、本報告に基づき応急修理等必要な対策を講じる。

第 3 住宅の応急修理

災害によって住家が半焼又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、破損箇所に手を加えれば、日常生活を営むことができる場合について、災害救助法に基づき補修等の支援を行う。

なお、災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が災害の規模に応じて必要な措置を講じる。

1 応急修理の対象者

次のすべてに該当する者とする。

- (1) 災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力でもってしては、応急修理ができない者

2 応急修理の方法

京都府知事が行い、本部長（町長）はこれに協力する。

3 費用の限度

1 戸あたりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

4 工事の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から 1 カ月以内に完了するものとする。

第 4 応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用された震災で、住家が消滅した被災者に対し、長期避難生活が可能な施設での収容や公営住宅のあっせんに対応しきれない場合に応急仮設住宅を供与する。

1 応急仮設住宅供与の対象者

次のすべてに該当する者とする。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者
 - ウ 特に本部長（町長）が必要と認めた者

2 応急仮設住宅の入居者選考機関

入居者の選考については、必要に応じ関係者の意見を聴取するとともに、民生委員等からなる選考機関を設置し、公正に選考するものとする。

3 応急仮設住宅の建設予定地の選定

応急仮設住宅の建設予定地は、原則として町有地を優先し、あらかじめ選定しておくものとする。

なお、選定に際しては、交通安全面、飲料水確保等の保健衛生面並びに災害弱者の入居等についても考慮するとともに、災害状況に応じた適当な場所に建設する。

4 応急仮設住宅の着工期間

原則として災害発生の日から20日以内に着工するものとする。20日以内に着工することが不可能な場合は、必要最小限度の延長承認を厚生労働大臣に行うものとする。

5 応急仮設住宅の供与期間

応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から3箇月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合には、その許可を受けた日から2年以内である。

6 応急仮設住宅の管理

(1) 災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅の管理は、原則として知事が行う。

(2) 災害救助法が適用されていない場合で町が設置したものは、本部長（町長）が管理者となる。

(3) 管理者は、入居者の実態を把握して状況に応じ一般住宅への転居を勧めるとともに、特に次の施策の積極的な活用を図る。

また、応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

ア 公営住宅法及び独立行政法人都市再生機構法等による住宅の優先的入居

イ 各種貸付制度による住宅資金の斡旋

ウ 社会福祉施設等の入所

第 25 節 障害物除去計画

第 1 計画の方針

大規模震災による住宅、道路及び河川に堆積した土砂、廃材等の障害物を除去し、住宅、道路及び河川の機能を復旧させるため必要な事項を定める。

第 2 道路関係障害物の除去

1 障害物除去の実施

道路管理者は、災害時における道路の巡視を実施し、路上に散乱し又は交通障害となっている構造物の残土、廃材、土砂等の除去作業を行う。

2 除去の順位

道路管理者は、あらかじめ警察署等関係機関と協議し、障害物除去の順位を決め実施にあたるものとする。

なお、おおむね次の道路を優先するものとする。

- (1) 救助・救急活動に供する道路
- (2) 食料、飲料水等の緊急輸送に使用する道路
- (3) 避難場所、公共施設、病院等防災上重要施設の周辺道路
- (4) 町の主要幹線道路

3 除去の協力要請

町単独で障害物除去が困難な場合は、京都府、関係機関（団体）他の市町村等に対し協力を要請する。

第 3 河川関係障害物の除去

(1) 障害物除去の実施

河川管理者は、災害時における河川、公共下水道、排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえる浮遊物、その他障害物を除去する。

(2) 除去の協力要請

町単独で障害物除去が困難な場合は、京都府、関係機関（団体）、他の市町村等に対し協力を要請する。

第 4 住宅関係障害物の除去

1 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の対象者及び実施機関は次のとおりとする。

- (1) 町は、除去対象戸数及び所在を調査し、知事に報告する。除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とする。
- (2) 労力、機械等が不足する場合は、京都府や他の市町村、建設業協会等に協力を要請する。
- (3) 実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

2 災害救助法が適用前の場合

原則として、障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態で、かつ自らの資力では、当該障害物を除去できない者に対し実施する。

なお、町単独で障害物除去が困難な場合は、京都府、関係機関（団体）、他の市町村等

に対し協力を要請する。

第 26 節 清掃計画

第 1 計画の方針

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等によって大量のごみ等の廃棄物が排出され、また、倒壊家屋、焼失家屋等にあるし尿や避難場所のし尿の処理需要が発生する。このため、ごみ、し尿の収集処理など衛生環境の維持、浄化を図る。

第 2 ごみ等の廃棄物の処理

1 ごみ等の廃棄物の収集

- (1) 衛生班は、被害の状況を考慮して、緊急を要する地域からごみ等の廃棄物の収集・運搬を実施する。
- (2) ごみ等の廃棄物の収集を行う場合は、あらかじめ収集地域、収集日時等を広報する。
- (3) 収集車両については、原則町保有の収集車で行うが、被害が甚大な場合は、近隣市町村や民間業者の応援を求める。
- (4) 処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、府に報告する。

2 ごみ等の廃棄物の処理

- (1) 被災地から出されたごみ等の廃棄物は、可能な限り分別を徹底し、災害廃棄物の資源化・減量化を図る。また、十分に環境に配慮した廃棄物の処理を行う。
- (2) 大規模災害により、城南衛生管理組合の処理能力を上回るごみ等の廃棄物が発生した場合は、廃棄物等の仮置場を指定しそこで一時保管する。
- (3) 廃棄物等の仮置場を指定した場合は、定期的に消毒処理等衛生管理に万全を期する。
- (4) 感染症廃棄物や有害廃棄物、腐敗性可燃物等、緊急度の高いものを優先して収集・運搬・処分する。

3 京都府等に対する要請

- (1) 大規模災害により、城南衛生管理組合の処理能力を上回るごみ等の廃棄物が発生した場合、京都府、関係機関、他の市町村に対し協力を要請する。
- (2) 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、周辺住民に対し運搬等の協力を要請する。

第 3 し尿等の処理

1 し尿等の処理の実施

- (1) 衛生班は、被害の状況に応じ、トイレ等が使用不能になった地域に対し、城南衛生管理組合と連携して応急的に緊急のくみ取りを実施していく。
- (2) し尿の処理等については、避難場所を優先して処理するものとし、既存のトイレで足りない箇所については、避難人員に応じた仮設トイレを設置する。
- (3) 水洗化地域、あるいはし尿浄化槽の設置世帯においても、下水道管の破損、上水道の供給不能、し尿浄化槽の破損等による被害も考慮し、公園、その他空地を利用し、被災者数に応じた仮設トイレを可能な限り設置する。
- (4) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

2 京都府等に対する要請

大規模災害により、城南衛生管理組合の処理能力を上回るし尿の処理については、京都府、関係機関、他の市町村に対し協力を要請する。

第 27 節 文教対策計画

第 1 計画の方針

震災時における文教対策の迅速、的確な実施を図るため、以下のとおり必要な事項を定める。

第 2 園児・児童・生徒等の保護体制及び健康管理

災害が発生した場合、学校等は、園児・児童・生徒等の安全を確保するため、次のような対応を実施する。

1 保護体制

校長、園長等学校教育施設等の施設管理者は、園児・児童・生徒の安全を確保するため、次のとおり対応する。

- (1) 園児・児童・生徒を安全に避難させることを最優先し、安全を確認できた後は、原則として保護者に引き渡すこと。
- (2) 退避、避難の状況、施設等の被害状況について、教育委員会を通じ災害対策本部へ速やかに報告する。
- (3) 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど学校等の運営正常化に努める。
- (4) 災害が発生した場合の学校等の対応について、保護者への理解を求める。

2 健康管理

- (1) 被災した園児・児童・生徒等に対し、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、こころのケアを行う。
- (2) 被災した園児・児童・生徒等に対し、必要な感染症予防接種及び健康診断を学校（園）医により実施する。

第 3 応急教育の実施

校舎等施設の被害程度により特別教育、屋内体育施設の利用などの方法により授業を実施するよう努める。

- (1) 校舎の被害が比較的軽微なとき
各学校等において速やかに応急措置をとり授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に甚大なとき
残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業などを行う。

第 4 教材、学用品等の調達等

- (1) 学校長は、災害により教科書及び教材、文房具を喪失し、又はき損した児童、生徒がある場合、実情調査のうえ、その需要数を教育委員会へ報告しその確保に努める。
- (2) 教育委員会は、災害により、住家に被害を受け、必要な教材等を喪失し、又はき損した児童、生徒に対して、教科書が災害救助法の限度額内において支給されるよう府教育委員会へ所要の手続きをとる。

第 5 学校（園）給食の措置

- (1) 給食施設、設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害について、速やかに調査し関係機関との連絡を密にし復旧に全力をあげる。

- (2) 給食の実施が可能な学校（園）から給食を再開する。
- (3) 給食の再開にあたっては、施設、設備の清掃消毒や給食関係職員の健康診断を実施し、衛生管理に万全を期する。

第6 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障がある時は、府教育委員会と協議して、教職員の臨時的派遣又は補完要員の臨時的任用を行うなど必要な教職員の確保に努める。

第7 応急保育・教育

- (1) 学校教育課長は、災害発生時において通常の保育・教育ができないと判断したときは、教育長の承認を得て応急保育・教育を実施する。
- (2) こども園長は、こども園児の安全と被災状況を調査し、速やかに学校教育課長に報告する。
- (3) こども園長は、施設等が被災したことを確認したときは、職員を動員してこども園の整理を行い復旧に全力を講じる。
- (4) 学校教育課長は、施設の被害が相当に甚大で、長期間保育・教育ができない場合、教育長と協議し早期に保育・教育が再開できるよう措置する。
- (5) こども園長は、災害時の連絡網に基づき、応急保育・教育についての情報を保護者に遅滞なく提供するよう努める。

第8 文化財の応急対策

- (1) 教育委員会は、地震が発生し被害が出た場合及び出ると予想される場合は、現地調査を行い被害状況、金額、復旧方法等について調査を実施する。
- (2) 教育委員会は、所有者からの被害状況の情報を活用し被害状況を取りまとめ、計画的に復旧対策を講じる。
- (3) 教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を講じるとともに、府教育委員会に被災状況を報告する。

第9 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

第10 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

第11 保健衛生及び危険物等の保安

1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第12 その他

1 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

2 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

3 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し市町村災害担当部局等と連携を図る。

第28節 ボランティアの受け入れ計画

第1 計画の方針

災害時の被災者支援ボランティア活動は、被災者や被災地の復旧及び復興支援において、極めて大きな役割を果たすものであるが、需給調整等を丁寧に行わなければ、その力が効果的に発揮されないおそれがある。

発災時において災害ボランティアが効率よく活動できるよう、関係機関と共に必要な体制の整備を図る。

第2 災害ボランティアセンターの設置

- (1) 災害対策本部は、久御山町社会福祉協議会等関係機関と協議し、災害の規模、被害状況等を勘案し、同協議会等に災害ボランティアセンターの非常時体制移行と運営について要請を行う。
- (2) 久御山町社会福祉協議会等は、災害対策本部からの設置要請を受け、おおむね災害発生から72時間以内に運営を開始できるように協議及び準備を行う。
- (3) 災害ボランティアセンターは災害対策本部、自主防災会及びその他関係機関と連携・協働し、被災者のボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け入れと需給調整等の活動を展開する。

第3 災害ボランティアセンターの運営

1 ボランティアニーズの受け付け

- (1) 被災者からのボランティア派遣依頼の受け付けを行う。
- (2) 派遣依頼の内容について、安全性やボランティア派遣の必要性等を検討し、派遣についての判断を行う。

2 災害ボランティアの受け入れ

- (1) 久御山町に被災者支援活動の目的で訪れたボランティアの受け付け及び登録を行う。
- (2) 登録時にボランティア保険の加入の有無を確認し、未加入の場合は加入の斡旋を行う。
- (3) 医師、建築士等専門技術を有するボランティアの派遣申し込れがあった場合は、窓口となる各班に受け入れを依頼する。

3 災害ボランティアの派遣

- (1) ボランティアニーズと受け付けされたボランティアの需給調整を行い、ボランティアの派遣を行う。
- (2) 派遣依頼が多数となり、ボランティアの不足が見込まれる場合は、災害ボランティアセンターホームページや各メディアへの広報によってボランティア募集等を行う。

第4 活動資器材の調整・提供

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動の内容や規模等を把握し、必要な活動資器材の調整・提供を災害対策本部に依頼する。

第5 災害ボランティアセンターの運営資金

災害ボランティアセンターの復旧活動等に関する費用及び運営資金の確保は町が実施し、災害対策本部と協議調整し、助成金や支援金等の活用を図る。

第6 災害ボランティアセンターの業務終了

災害ボランティアセンターの業務終了時期については、被災住民の自主的な再建を念頭におき、被災者等地域住民の生活の落ち着きを確認しながら、関係機関と協議を行い、災害対策本部と久御山町社会福祉協議会等が相互に協議した上で決定する。

第4章 災害復旧計画

第1節 住民生活安定のための緊急措置に関する計画

第1 計画の方針

大災害の発生は、多数の住民の生命や身体に危害を与えるのみならず、住居、家財の喪失、環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱状態に陥れることになる。

このような混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の維持を図り、被災者が、その痛手より速やかに再起・再生するよう必要な計画を定める。

第2 被災者の生活再建等の支援

災害により被害を受けた住民が、速やかに再起できるよう、被災者に対し職業の斡旋、町税の徴収猶予や減免、資金の融資、災害弔慰金の支給等により、被災者の生活再建等を支援する。

1 職業の斡旋

離職者の状況把握に努め京都府に報告するとともに、早期の再就職の促進を図る。京都府は、それらに基づいて、公共職業安定所を通じ職業の斡旋に努める。

2 町税の減免等

町長は、被災者に対し、地方税法及び町税条例により、町税の納期限等の延長、徴収猶予及び減免等を実情に応じて実施する。

(1) 納期限等の延長

災害により、被害を受けた納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は町税の納付若しくは納入をすることができない場合は、納期限等を延長する。(地方税法第20条の5の2)

(2) 徴収猶予

災害により、被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付又は納入することができない場合は、申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間と合わせて2年以内において、その期間を延長する。(地方税法第15条)

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。(地方税法第323条、第367条、第605条の2)

3 災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付け

町は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」「久御山町災害見舞金等支給要綱」(資料編19～22頁、25～27頁参照)により、地震等の自然災害により被災した住民に対して災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金

支給対象	○災害によって死亡した者の遺族
支給額	○死亡者が受取者の生計を維持していた場合は 500 万円 ○その他の場合は 250 万円 ただし、死亡者が災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除して支給

(2) 災害障害見舞金

支給対象	○災害によって負傷し、又は疾病にかかり治った場合に、「災害弔慰金に関する法律」に定める程度の障害がある障害者
支給額	○障害者が世帯の生計を維持していた場合は 250 万円 ○その他の場合は 125 万円

(3) 災害援護資金の貸付け

貸付け対象	○災害によって「災害弔慰金に関する法律」に定める被害を受けた世帯の世帯主
貸付け額	(1) 療養する期間がおおむね 1 カ月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合 ○家財の被害金額が、その家財の価額の 3 分の 1 に満たない損害で、かつ住居の損害がない場合 150 万円 ○家財の被害金額が、その家財の価額の 3 分の 1 以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合 250 万円 ○住居が半壊した場合 270 万円 ○住居が全壊した場合 350 万円 (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 ○家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円 ○住居が半壊した場合 170 万円 ○住居が全壊した場合 250 万円 ○住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円 (3) (1) の住居の半壊、(2) の住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別事情がある場合は、270 万円を 350 万円に、170 万円を 250 万円に、250 万円を 350 万円とする。
利率等	○償還期間は 10 年とし、3 年は据置期間とする。 ○利率は、据置期間中は無利子とし、その後は年 3 % とする。

(4) 災害見舞金

支給対象	○災害により人命、住家等に被害を受けた住民
支給額	(1) 全焼（全壊）又は流失 ○1世帯当たり 10万円 ○1人当たり 1万円 (2) 半焼（半壊） ○1世帯当たり 5万円 ○1人当たり 5千円 (3) 水損 1世帯当たり 5万円 (4) 死亡者 1人当たり 5万円 (5) 床上浸水 1世帯当たり 3万円

4 生活資金等の貸付け

(1) 暮らしの資金貸付け

貸付け対象	○災害により、暮らしのための緊急で一時的に資金を必要としている世帯の世帯主
貸付け額	○1世帯当たり10万円以内（単身世帯は5万円以内）。ただし、過去の貸し付けを受けた未償還金がある場合は、その差額の範囲内
利率等	○償還期間は2年以内、据置期間は4カ月以内 ○無利子、無担保、保証人不要

(2) 災害援護資金

実施機関	○京都府社会福祉協議会・久御山町社会福祉協議会
協力機関	○久御山町民生児童委員
貸付対象	○被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む。）

5 国税・府税の減免等

国及び京都府は、被災者に対し法令及び府条例により、国税・府税の減免等の緩和措置を実施する。

(1) 国税

ア 納期限等の延長

被災者に対して国税の申告、申請、請求等書類の提出、国税の納付を行う期限を延長する。

イ 徴収猶予・減免

被災者に対して所得税及び給与所得に対する源泉所得税の減免、徴収猶予を実施する。

(2) 府税

ア 納期限等の延長

被災者に対して府税の申告、申請、納付納入等の期限を延長する。

イ 徴収猶予

被災者に対して1年以内において府税の徴収を猶予する。また、やむを得ない理由がある場合には、当初の猶予期間と合わせて2年以内において、その期間を延長す

る。

ウ 減免等

被災者に対し、被災状況に応じて各種府税の減免又は納入義務免除等を行う。

6 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付け

独立行政法人住宅金融支援機構に被災者に対する貸付金の融資を申請するとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ希望者に対しての指導を行う。

7 り災証明書の発行

町は、り災した世帯の再建復興のために、手続き類として「り災証明書」（資料編50頁参照）の発行に当たっては、迅速な処理を行う。

なお、必要な手続き等は次のとおりとする。

（1）発行の担当部署

り災証明書の発行事務は、調達班が担当する。

（2）発行の手続き

調達班は、個別調査結果に基づき「り災者台帳」（資料編51頁参照）を作成する。

り災証明書の申請（資料編49頁参照）があった場合には、り災者台帳で確認の上発行するとともに、その旨を「り災証明書交付簿」（資料編52頁参照）に記録する。

なお、り災者台帳により確認できないときは、申請者の立証資料に基づき現地調査を行い、り災証明書を発行する。

（3）証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

証明の対象	証明の内容
住家	○全壊 ○大規模半壊 ○中規模半壊 ○半壊 ○準半壊 ○準半壊に至らない（一部損壊）
人	○死亡 ○行方不明 ○負傷

（4）証明手数料

久御山町災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、り災証明の証明手数料を徴収しない。

（5）交付対象者

り災証明の交付にあつては、原則申請を本人及び同居家族とし、その他の場合は、委任状を必要とする。

第3 義援金品等に関する計画

災害時において、住民等から被災者に寄贈される義援金品について、その受付の便宜を図

り、配分の円滑化について定める。

1 義援金品の受付

(1) 義援金の受付

災害対策本部は、当該現金を町会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れるものとする。

ただし、災害対策本部が設置されていない場合は、民生部福祉課、住民課 戸籍住民係がこれを行うものとする。

(2) 義援物資の受付

災害対策本部は、当該物資の保管を行うものとする。ただし、災害対策本部が設置されていない場合は、民生部福祉課、住民課 戸籍住民課がこれを行うものとする。

2 義援金品の配分

義援金品の配分は、地区・救護班が行うものとする。配分にあつては、被災状況等を勘案して関係機関と協議し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行うものとする。

第2節 被災者生活再建支援制度の適用計画

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援する。

第1 被災者生活再建支援基金の支給基準

1 制度の対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。被災者生活再建支援法の対象となる自然災害は、次のとおりとなる。

(法第2条第1号、令第1条)

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1) 又は (2) の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
(人口10万人未満に限る)
- (5) (1) から (3) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
(人口10万人未満に限る)
- (6) (1) 若しくは (2) の市町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が2以上ある場合に、
 - 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (人口10万人未満に限る)
 - 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (人口5万人未満に限る)

2 制度の対象となる世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(大規模半壊世帯)
- (5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯
(中規模半壊世帯)

○支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、該当欄の3/4の額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2.(1)に該当)	解体 (2.(2)に該当)	長期避難 (2.(3)に該当)	大規模半壊 (2.(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（基礎加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200(又は100)万円

※ 2. (1) から (4) に該当する。

③住宅の再建方法に応じて支給する支援金（基礎加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	100 万円	50 万円	25 万円

※ 2. (5) に該当する。

3 支援金の支給申請

【申請窓口】 地区・救護班 （福祉課、住民課 戸籍住民係）

【添付書類】 ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

【添付書類】 ①基礎支援金：災害発生日から 1 3 月以内

②加算支援金：災害発生日から 3 7 月以内

4 基金と国の補助

(1) 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

(2) 基金が支給する支援金の 1 / 2 に相当する額を国が補助。

第 2 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援金支給計画

1 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付

町は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金の交付を検討する。

2 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

第3節 公共施設等の復旧計画

第1 計画の方針

被災した住居、公共施設、ライフライン等の復旧計画については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害の発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して必要な施設の新設又は改良等を行うものとする。復旧に際しては被害の状況に応じ、重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施するものとする。

第2 復旧計画の基本

1 査定の早期実施

地震災害発生後、速やかに査定を実施して、復旧のための事業を決定する。

なお、民心の安定、交通の確保、施設の機能保持等のため、特に必要がある場合には、緊急査定を実施する。

2 緊急事業の決定

事業の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、緊急事業を定めて適切な復旧を図る。

3 災害復旧の促進

災害復旧工事の施工は、国の災害復旧に順応して実施するものとし、災害の状況等により継続費を設定する等予算の弾力的執行の方途を講じるほか、国庫負担金の財源措置についても、十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

4 再度災害の防止

地形や地盤の変動等被災後の状況の変化、被災原因等を勘案のうえ、被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて再度災害の防止を図る。

さらに、この防止を図るため、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業を実施する。

また、災害関連事業については、災害復旧事業と並行して進捗しうよう国庫補助金の支出等について必要な措置を講じる。

第3 公共土木施設災害復旧事業

河川、道路、橋梁等について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な災害復旧事業を施行する。さらに、災害復旧事業の施行と併せて、施設の新設改良等により再度の災害発生を防止する。

被害の規模が大きく、しかも復旧に高度の技術を要する場合、京都府に復旧事業の推進について技術的指導を受けるものとする。

第4 農林水産施設災害復旧事業

農地、農業用施設、その他共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業に準じ施行する。

第5 都市災害復旧事業

都市計画区域における街路、公園等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。

第6 上下水道災害復旧事業

上下水道の復旧については、特に町民生活と密接な関係にあるため緊急事業として早期に復旧する。

第7 住宅災害復旧事業

住民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づく迅速適切な公営住宅の建設を促進する。

第8 社会福祉施設災害復旧事業

施設の性格上緊急事業として早期に復旧する。復旧に際しては、構造その他防災施設等について十分検討する。

第9 学校教育施設災害復旧事業

被災後における児童、生徒に対する早期の正常な教育を実施するため、緊急事業として早期に復旧する。

第10 社会教育施設災害復旧事業

施設の性格上緊急事業として早期に復旧する。復旧に際しては、再度の災害を防止するため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

第11 その他の災害復旧事業

迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進し、あわせて再度の災害を防止する。

第4節 復旧に係る資金計画

第1 計画の方針

この計画は、災害復旧事業に係る資金の調達を迅速に把握し、資金の融通調達を行うため必要な措置を講じる。

第2 国による財政援助等

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく財政援助等、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し京都府と協力し、激甚災害指定の促進に努める。

なお、激甚法により財政援助等を受ける事業は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 養護老人ホーム及び特別老人養護老人ホーム災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 障害者自立支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内に係るもの）
- (14) 堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内に係るもの）
- (15) 湛水排除事業（公共的施設の区域内に係るもの）

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (3) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (4) 水防資材費の補助の特例
- (5) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (6) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 その他の法律による財政援助

激甚法以外の法律により、本町が財政援助を受ける場合にも、激甚法同様に必要な措置に努める。

第4 災害復旧事業に係る町への財政措置

1 地方債

(1) 災害復旧事業債

2 地方交付税

(1) 普通交付税の繰上げ交付

(2) 特別交付税

3 一時借入金

(1) 災害復旧事業貸付金（京都府）

(2) 災害応急融資（近畿財務局等）

第5節 より活力と魅力を持ったまちの再建

第1 災害復興計画作成の体制づくり

大規模の災害により、町内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、町の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、町の災害復興計画作成の体制づくりを早急に整備しなければならない。

町の再建ビジョンをいち早く示すことは、被災住民に夢をもたらし、再建への目標及びエネルギーを生み出す原動力となる。発災後、できるだけ早い時期に都市計画部門や企画部門等を含めた災害復興計画作成の組織を編成し、再建ビジョンの速やかな公表を目指すものとする。

第2 被災市街地復興特別措置法の活用

被災市街地復興特別措置法は、都市計画法で定める都市計画区域内で、災害において相当数の建築物が滅失した区域、諸条件から不良な街区の環境が形成されるおそれがある区域、土地区画整理事業等を実施する区域について指定できるため、災害復興計画を作成する際には積極的に活用を図っていく。

第3 産業の支援

被災した中小企業の再建を促進することは、再建への目標及びエネルギーを生み出す原動力となることから、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等次のとおり対策を講じる。

- (1) 事業の再建に必要な資金の円滑な融通を得るため、関係金融機関に対して協力を要請する。
- (2) 久御山町中小企業低利融資制度の効果的な運用を行うとともに、政府系金融機関並びに京都府山城広域振興局に設けられる災害復旧に係る緊急相談窓口等を通じ復旧資金の金融円滑化に対処する。
- (3) 既存借入金に対しては、当面の償還猶予並びに借入期間の延長等の措置が講じられるよう関係機関に要請する。

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針

第1 南海トラフ地震について

- (1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源地と連なる遠州南灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半（2035±10年ともいわれている）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

- (2) 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフ巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。

モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

- (3) モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。
- (4) 平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。
- (5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

久御山町においても、震度6強の揺れが想定され、推進地域の指定を受けた。

第2 本計画の目的

本計画は、平成 26 年 3 月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震法第 5 条の規定により南海トラフ地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

第 3 計画の修正

本計画においては計画作成後も、必要に応じて計画の見直しを行う。

第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、久御山町地域防災計画震災対策編第 1 編第 3 章に定めるところによる。

【震災対策編第 1 章第 2 節参照】

第2章 地域における防災力の向上

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県及び推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限にとどめるための取組を推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取組だけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。

南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、住民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、住民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え関係機関及び団体等のすべてが一体となって他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性の在り方、言語や生活習慣の異なる外国人等に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化にあたり女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 町のとるべき措置

町は、地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じるものとする。

- 1 町長及び幹部に対する研修
- 2 防災担当組織の整備
- 3 情報伝達手段の充実
- 4 消防・救急救助資機材等の整備
- 5 防災訓練の実施
- 6 消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
- 7 防災関係機関と住民等との相互連携協力体制の確立
- 8 地域における防災活動拠点の整備
- 9 災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立
- 10 安全な避難地、避難施設等の確立
- 11 企業の防災活動活性化のための方策の検討

第2節 住民等のとるべき措置にかかる対策

町は住民、自主防災組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

1 住民及び自主防災組織の対策

- ア 住宅等耐震化の促進
- イ 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施
- ウ 食料、飲料水等生活必需品の備蓄
- エ 各地域における避難対象地区等の把握
- オ 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
- カ 初期消火・救助活動及び応急手当に関する知識の習得
- キ 防災訓練及び防災事業への参加
- ク 地域内企業やNPO等との連携

2 企業の対策

- ア 施設等の耐震化及び安全対策の推進
- イ 必要物資の備蓄
- ウ 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
- エ 地域コミュニティとの連携
- オ 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取組の維持

第3章 地震防災上必要な教育及び広報

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより住民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における住民の適正な判断力の養成、住民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、町は、住民、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第1節 教育・指導

第1 防災関係機関による職員に対する教育

(1) 町は、町職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 防災関係機関は、その職員等に対して(1)に準じ、必要な防災教育の実施に努めるものとする。

2 住民に対する防災知識の普及

(1) 町は、住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報の入手方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地域等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク 住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ケ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童生徒等に対する教育

町及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

(1) 教育（防災訓練の実施を含む）の内容

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
- エ 応急処置の方法
- オ 教職員の業務分担
- カ 児童生徒等の下校(園)時等の安全確保方法
- キ 学校(園)に残留する児童生徒等の保護方法
- ク ボランティア精神
- ケ その他

(2) 教育・指導の方法

- ア 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育
- イ 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- ウ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

(3) その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第2節 広報

町は、住民等に対し、次により、必要な広報活動を実施する。

1 広報の内容

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する情報
- (2) 地震に関する一般情報
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域等に関する情報
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報
- (8) 住民自らが実施し得る、3日間以上、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2 広報の方法

- (1) 講演会等の実施による広報
- (2) 社会教育等を通じた広報

ア 社会教育施設による講座等を通じての広報

イ P T A、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会所等を通じての広報

ウ その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報

- (3) 広報媒体等による広報

ア テレビ、ラジオ、新聞等による広報

イ 同報系防災行政無線による広報

ウ パンフレット等による広報

エ ホームページ等の情報通信環境による広報

オ ビデオ、スライド等による広報

カ その他の広報

- (4) 移動式地震発生装置(起震車)等疑似体験装置等による広報
- (5) 相談窓口の設置

3 広報時における留意事項

- (1) 広報にあたっては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。
- (2) 地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。
- (3) 地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

第4章 防災訓練

町は、南海トラフ等広域にわたる大規模な地震を想定した防災訓練を震災編第2章第10節の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施に当たっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることから、住民、防災関係機関との連携を図ることに特に配慮する。

また、緊急地震速報を用いた防災訓練の実施についても検討する。

【震災対策編第2章第10節参照】

第5章 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、町は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

町は、京都府地震防災緊急事業五箇年計画に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等を、中長期的視点に立って整備する。具体的な事業の実施に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するとともに、東南海・南海地震発生時に円滑に活動できるよう、防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努める。

2 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

町は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、町耐震改修促進計画に基づき、耐震化の推進を図る。住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、住宅等の耐震化を促進する施設等を充実させ、地域全体の耐震化の推進を図るとともに、町役場、消防署その他関係公所等災害時の拠点となる公共施設及び多数の者が利用する施設について、耐震化を推進する。

3 文化財保護対策の実施

当町に所在する多数の文化財は、永く将来に伝えていかなければならない貴重な国民的財産である。このため、町は、震災編第3章第27節に基づく対策を推進するほか、文化財周辺における市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策などを推進する。

4 長周期地震対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、地震動の継続時間も長いと予測されている。このため、町は、府や国と連携し、南海トラフ地震で発生する長周期地震動が構造物に及ぼす影響を軽減させる対策を推進する。

5 東南海地震、南海地震等の時間差発生による災害の拡大防止

町は、東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、東南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、東海地震関連情報が発表された場合の対策等についても検討する。

- (1) 東南海地震、南海地震等が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- (2) 後発地震により災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- (3) 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するための、被災建築物応急危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施
- (4) 先発地震による被災宅地の擁壁等が、後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するための、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

第6章 災害応急対策計画

超広域的災害で甚大な被害が予想される南海トラフ地震に対する災害応急対策を行うためには、国及び地方公共団体等との連携が不可欠であり、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」との整合を図りながら以下により対策を検討する。

第1節 広域防災体制の確立

広域かつ甚大な被害が想定される南海トラフ地震では、直下型地震以上に、府や国と連携し、地震対策を実施する必要があるため、町では、平成18年4月に国が策定した「東南海・南海地震応急対策活動要領」との整合を図りながら、広域防災体制の確立に努める。

また、府内の被害は、震源域の地域に比べると比較的小さいと想定されており、災害発生直後は国や他府県からの応援が困難となることが想定されるため、できる限り府及び府内市町村並びに府内防災関係機関等により対応できる体制作りを目指し、対策を検討する。

さらに、南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲で被害が発生し、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、ヘリコプターによる搬送を可能にするため、ヘリポート等の整備に努める。

第2節 防災体制に関する事項

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

町長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、本部長に事故等があるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副町長
2	教育長
3	総務部長

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、震災編第3章第1節に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常交通機関の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるため、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を検討する。

2 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、町は、震災編第3章第9・10・12節の定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、震災編第3章第5節に定めるところによる。

通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、電波法第52条の規定による非常通信経路を用いる。

(2) 施設等の緊急点検・巡視

所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難場所に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

(3) 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

【震災編第3章第5節参照】

3 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

町は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。また、発災後速やかに、町が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

4 他機関に対する応援要請

町は災害応急対策の実施のための必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、震災編第3章第3節に掲げるとおりである。町は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

【震災編第3章第3節参照】

第3節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、次のとおり対応するものとする。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	・観測された異常な現象（※）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	・巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

南海トラフ地震関連 解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）
-------------------	--

※ 南海トラフの想定震源域またはその周辺で M6.8 程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定

2 本町の対応

本町は、東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、直ちに災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。
- (2) また、町民に対して、一定期間、日頃からの地震の備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。なお、呼びかけの内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。
- (3) 事業所に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることが基本に個々の状況に応じて適切な防災対応を取るよう呼びかける。
- (4) 関係部局においては、災害警戒本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。
- (5) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。